

伊那市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 （第四次改定版）

令和 7 年 3 月



【目次】

第1章 計画の改定	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の位置付け	1
第3節 計画の期間と範囲	2
第2章 ごみ処理の状況	3
第1節 伊那市の概況	3
第2節 一般廃棄物（ごみ）処理の状況	3
第3章 将来値の基本となる指標	12
第1節 人口・世帯数	12
第2節 ごみ量	13
第4章 ごみ処理上の課題	17
第1節 排出抑制・再生利用等に関する課題	17
第5章 目標値の設定	19
第1節 伊那市の廃棄物に関する目標（環境基本計画）	19
第2節 国・県の目標値	19
第3節 本計画における目標値	20
第6章 ごみ処理基本計画	25
第1節 計画の基本方針	25
第2節 排出抑制・再生利用等に関する計画	25
第3節 中間処理及び最終処分場に関する計画	28
第7章 計画を推進するための施策	29
第1節 家庭系ごみの排出抑制に係る施策	29
第2節 事業系ごみの排出抑制に係る施策	31
第3節 家庭系ごみの再生利用に係る施策	32
第8章 ごみ処理基本計画の進行管理	35
資料編	37

第 1 章 計画の改定

第 1 節 計画策定の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため策定する計画です。

第 2 節 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法施行規則第 1 条の 3 に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画であり、市の役割であるごみの発生抑制及び排出抑制から収集・運搬までの計画を定め、中間処理から最終処分までを共同処理を行う上伊那広域連合が基本計画を策定しています。

また、「伊那市総合計画」、「伊那市環境基本計画」などの本市上位計画のほか、国・県・上伊那広域連合の計画等を踏まえて策定するものです。

なお、本計画実施のために必要な事業について定める一般廃棄物処理実施計画は、年度ごとに定めます。

本計画と他の法令等の関係を図 1-1 に示します。また、各法令等の正式名称について表 1-1 に示します。

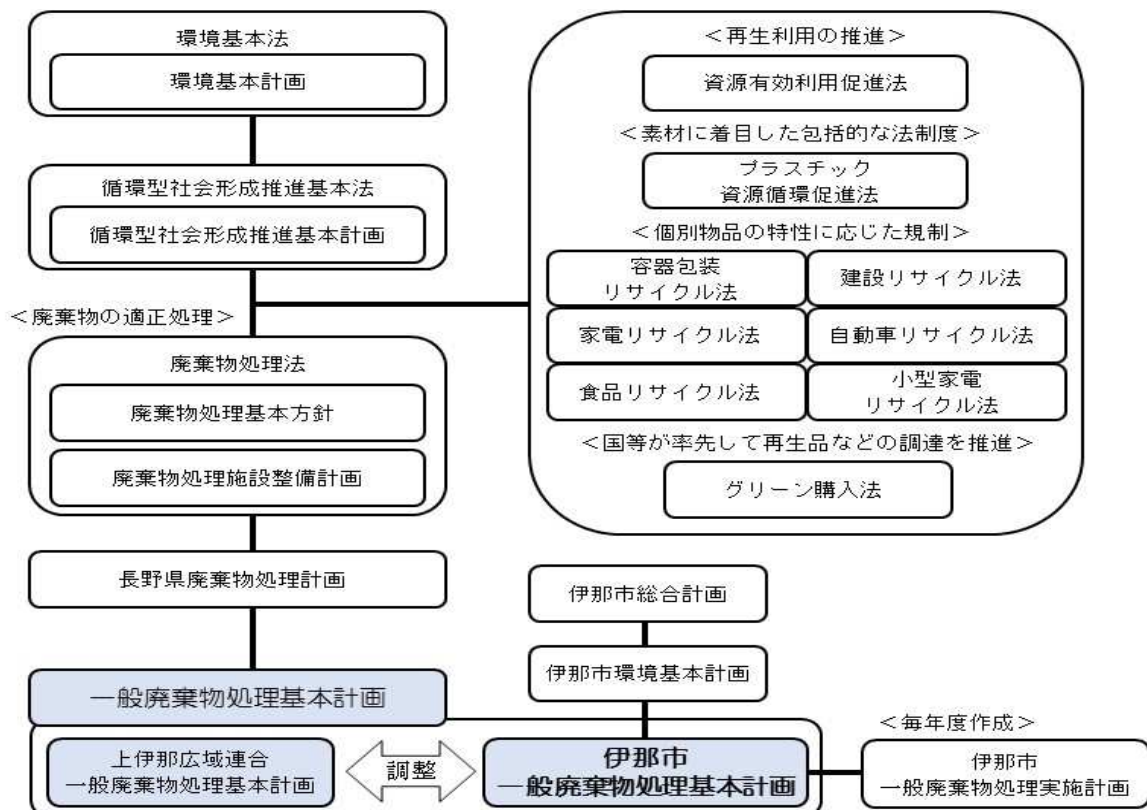


図 1-1 法令や他の計画との関連体系

表 1-1 本計画に関係する法令等

図中の表記	正式名称
廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
廃棄物処理基本方針	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
資源有効利用促進法	資源の有効な利用の促進に関する法律
プラスチック資源循環促進法	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
容器包装リサイクル法	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
家電リサイクル法	特定家庭用機器再商品化法
食品リサイクル法	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
建設リサイクル法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
自動車リサイクル法	使用済自動車の再資源化等に関する法律
小型家電リサイクル法	使用済小型化電子機器等の再資源化の促進に関する法律
グリーン購入法	国等による環境物品等の調達の推進に関する法律

第3節 計画の期間と範囲

1 計画期間

本計画で取り扱う実績年度は令和5年度までとし、計画の起点を2025（令和7）年度、中間目標年次を2029（令和11）年度、最終目標年次を2034（令和16）年度とします。

なお、計画の諸条件に大きな変動があった場合などには、必要に応じて見直しを行います。

表 1-2 計画目標年次

区 分	年 次
計画起点	2025（令和7）年度
中間年次	2029（令和11）年度
目標年次	2034（令和16）年度

2 計画対象区域

本計画の対象区域は、伊那市全域を対象とします。

3 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、本市から発生する一般廃棄物（産業廃棄物を除く）とします。

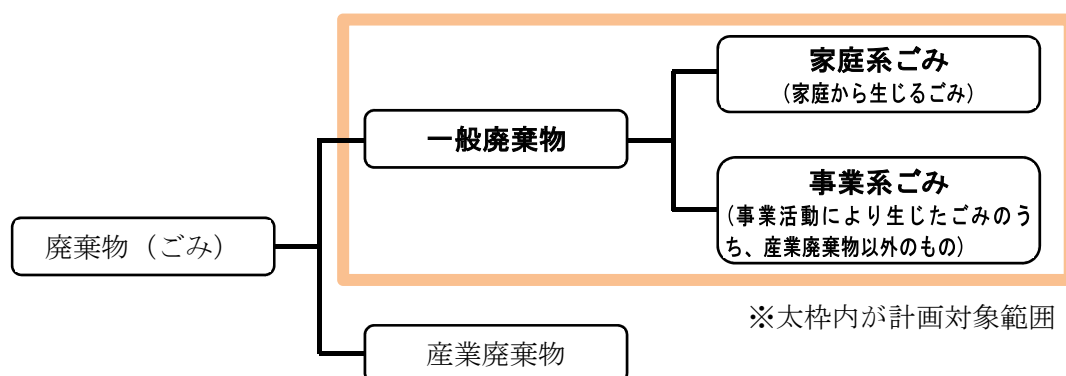


図 1-2 計画対象廃棄物

第2章 ごみ処理の状況

第1節 伊那市の概況

圏域の中央部に位置し、東に南アルプス、西に中央アルプスの二つのアルプスに抱かれ、その間を流れる天竜川や三峰川沿いには平地が広がり扇状地や段丘崖が形成されている。中央道小黒川スマートインターチェンジや伊那木曽連絡道路（権兵衛トンネル）により新たな交通・物流ルートが開かれ、電機、精密、食品などの製造業が発展し、国内有数の電子産業エリアを目指す伊那テクノバレー圏域の中核都市として、いくつかの工業団地が形成されている。また、肥沃な土地を利用した米作り、野菜、果樹、花卉などの農業が盛んである。

第2節 一般廃棄物（ごみ）処理の状況

1 ごみの分別区分

伊那市における、計画策定時の家庭系ごみの分別区分と種類は表2-1に示すとおりです。

表 2-1 家庭系ごみの分別区分と種類

分別区分			種類（家庭系ごみの分別区分と種類）
燃やせるごみ			紙くず、紙おむつ、衣類、木くず、プラスチック製品※、生ごみ、ビニール製品、革製品、ゴム製品、プラスチック製容器包装で汚れが取れないもの、加工したペットボトル
燃やせないごみ			ガラス類、せともの、金属類（法令の規定や条例等に基づき再生利用すべきものを除く）、混合物（金属とプラスチックや革製品などでできたもの）
粗大ごみ			机や本棚など指定ごみ袋に入らない大きさのもの（クリーンセンター八乙女で処理できない処理困難物、危険物、法令の規定や条例等に定められたものを除く）
資源物	ペットボトル		ポリエチレンテレフタレート（PET）を原料に成型された飲料・調味料用のもの（PETマークがあるものに限り）で、汚れを取り除いたもの
	びん類	透明	ジュース、酒、ドリンク剤などの飲料物、ジャム、海苔などの食品又は醤油、酢などの調味料の容器で、無色透明なガラスでできたもので、汚れを取り除いたもの
		茶	ジュース、酒、ドリンク剤などの飲料物、ジャム、海苔などの食品又は醤油、酢などの調味料の容器で、茶色のガラスでできたもので、汚れを取り除いたもの
		その他	ジュース、酒、ドリンク剤などの飲料物、ジャム、海苔などの食品又は醤油、酢などの調味料の容器で、無色透明又は茶色以外の色のガラスでできたもので、汚れを取り除いたもの
		生きびん	日本酒の一升びん（茶色、緑色のびんのみ）、ビールびん（日本の大手ビールメーカーのみ）、リターナブル表示があるもの
	資源プラスチック		商品が入っていたプラスチック又はビニール製の容器や包装（ペットボトルは除く）で、汚れを取り除いたもの（プラマークがあるものに限り）

資源物	古紙類	段ボール	段ボール
		新聞紙等	新聞紙、広告、ちらし
		雑誌等	雑誌、古紙
		その他紙	お菓子の箱、厚紙、ティッシュの空き箱、紙袋など
	缶類	スチール	飲料、食料品、調味料など人が飲んだり食べたりしても害のない商品が入っていた缶で、スチールでできたもので、汚れを取り除いたもの
		アルミ	飲料、食料品、調味料など人が飲んだり食べたりしても害のない商品が入っていた缶で、アルミでできたもので、汚れを取り除いたもの
	牛乳パック		牛乳パック（内側がアルミやビニールコーティングされているものを除く）
	廃食用油		食用の油で、沈殿物を取り除いたもの
小型家電		電気や電池で動く家電製品（回収ボックスに入る大きさ 20cm×40cm に限る、法令の規定や条例等に定められたものを除く）	
有害ごみ		電池類（自動車・バイク用バッテリーは除く）、蛍光管、水銀体温計・血圧計	

※「プラスチック製品」の内、100%プラスチック素材で対象となるものについては、
2025（令和7）年度より分別基準が「資源プラスチック」に変更となります。

2 ごみ処理のフロー

伊那市では、上伊那広域連合の管理運営する「上伊那クリーンセンター」で燃やせるごみの焼却処理、「クリーンセンター八乙女」で燃やせないごみ・粗大ごみの破碎選別処理、一部資源物の選別保管を行っています。

一部びん類、古紙類、缶類などの資源物については、民間中間処理場に委託し再資源化を行っています。

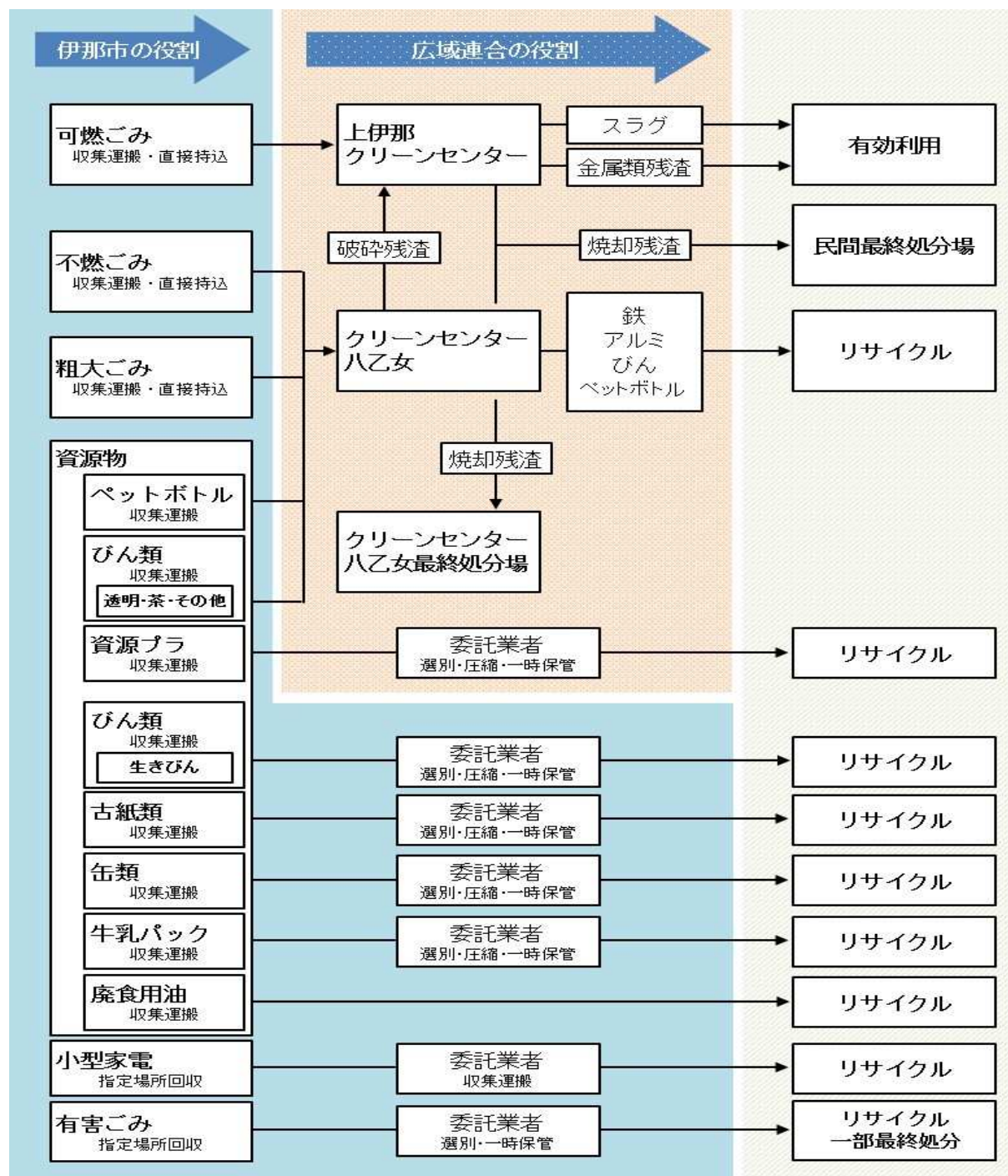


図2-1 ごみ処理フロー

3 収集回数・事業主体・指定袋等の状況

(1) 収集区分ごとの収集回数

表 2-2 収集回数の状況 (2024 (令和 6) 年度)

種類	回数
燃やせるごみ	2 回/週
燃やせないごみ	1 回/週 2 回/月 (高遠町、長谷地区)
資源プラスチック (プラスチック製容器包装)	1 回/週
資源物	1 回/月
廃食用油	6 回/年
粗大ごみ	3 ~ 4 回/年 (高遠町、長谷地区のみ)
有害ごみ	2 回/年

(2) 収集・運搬の実施主体

表 2-3 収集・運搬の実施主体 (2024 (令和 6) 年度)

種類	実施主体
燃やせるごみ	委託
燃やせないごみ	委託
資源プラスチック (プラスチック製容器包装)	委託
資源物	委託
廃食用油	委託・直営
粗大ごみ	委託
有害ごみ	委託

(3) 指定ごみ袋

表 2-4 指定ごみ袋等 (2024 (令和 6) 年度)

種類	指定袋	手数料等
燃やせるごみ (大)	赤文字	配布チケットの範囲内 500 円/10 枚 それ以上は 2,000 円/10 枚 (袋代別)
燃やせるごみ (中)		配布チケットの範囲内 400 円/10 枚 それ以上は 1,900 円/10 枚 (袋代別)
燃やせるごみ (小)		配布チケットの範囲内 300 円/10 枚 それ以上は 1,800 円/10 枚 (袋代別)
燃やせないごみ	青文字	配布チケットの範囲内 400 円/10 枚 それ以上は 1,900 円/10 枚 (袋代別)
資源プラスチック (プラスチック製容器包装)	紫文字	手数料なし (袋代別)

2003 (平成 15) 年度からごみ処理費用有料制度を上伊那で統一実施しており、燃やせるごみ、燃やせないごみを排出する際、最初は負担を軽く、規定量 (指定ごみ袋の枚数) を超えると高額な負担となる二段階従量有料制度となっています。

なお、2017 (平成 29) 年 10 月にごみ処理費用有料制度の一部改定を行い、燃やせるごみ指定袋に中サイズを追加しています。

4 家庭系ごみ1人1日平均排出量の実績

伊那市の過去10年間の家庭から出る家庭系ごみ1人1日平均排出量（合計）は、2016（平成28）年度に不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の鳩吹クリーンセンターの閉場、2017（平成29）年度からごみ処理手数料の値上げによりごみの排出量が減少しています。2018（平成30）年度に目標値の見直しを行い、家庭系ごみ全体としては概ね目標どおりの実績となっています。

2019（平成31）年3月より、新たに可燃ごみ中間処理施設として上伊那クリーンセンターの稼働に伴い分別方法が変更され、プラスチック製品ごみが可燃ごみとなったことにより可燃ごみが増加したものと考えられます。また、同年度から世界的に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症により、行動制限による家庭で過ごす時間が増えたことも、可燃ごみの増加した要因と考えられます。

近年は、資源物の店頭回収による市の回収量減少が目立ち、家庭系ごみ全体量減少の大きな要因となっています。

表2-5 家庭系ごみ1人1日平均排出量

単 位	項 目	実 績									
		2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5
1人1日 平均排出量 (g/人・日)	燃やせるごみ	338	335	334	326	322	362	368	365	370	353
	燃やせないごみ	76	81	90	53	54	24	22	20	18	16
	資源物	131	118	107	102	96	88	90	89	84	85
	粗大ごみ※	-	-	-	13	15	14	18	15	14	13
	集団回収	24	18	13	13	10	10	2	1	0	0
	合 計	569	552	544	507	497	498	500	490	486	467
	目標値	599	604	607	611	505	503	501	499	495	493

※鳩吹クリーンセンターが稼働していた H28 年度までは、粗大ごみが燃やせないごみに含まれていたため1人1日平均量では表示されません。

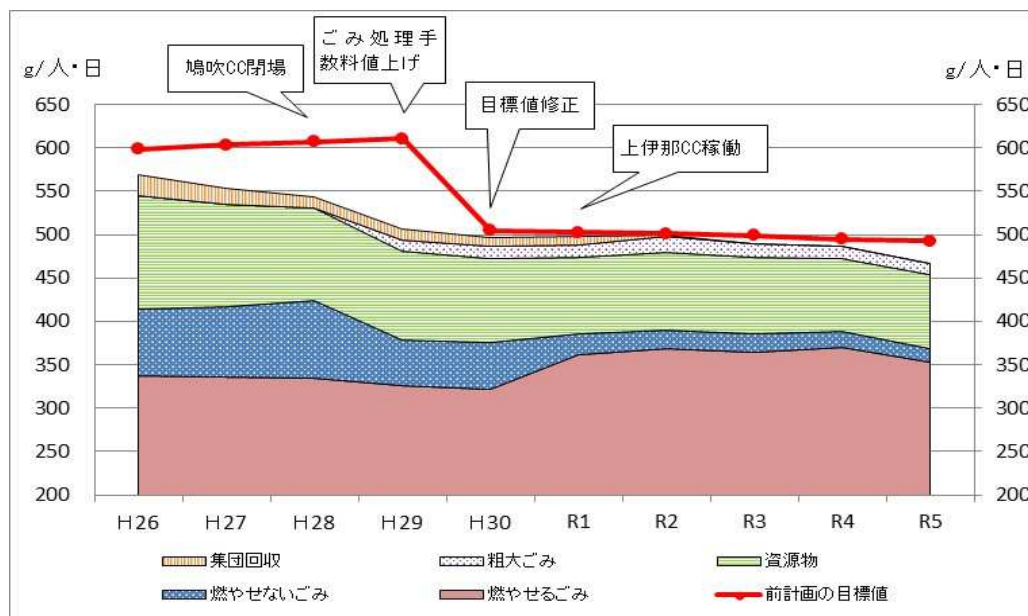


図2-2 家庭系ごみ1人1日平均排出量の推移のグラフ

表 2-6 家庭系ごみ排出区分別年間排出量

単 位	項 目	実績									
		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
年間排出量 (t/年)	燃やせるごみ	8,632	8,542	8,435	8,183	8,042	9,003	9,026	8,883	8,945	8,469
	燃やせないごみ	1,950	2,054	2,280	1,319	1,343	606	548	477	437	394
	資源物	3,350	2,996	2,700	2,555	2,389	2,177	2,213	2,155	2,028	1,822
	粗大ごみ	3	3	3	321	374	355	447	367	338	308
	合計	13,934	13,594	13,417	12,378	12,148	12,142	12,234	11,882	11,748	10,993
	目標値	14,696	14,704	14,656	14,647	12,224	12,098	11,907	11,738	11,546	11,412

5 事業系ごみ排出量の実績

伊那市の過去 10 年間の事業系ごみ排出量（合計）は、2014（平成 26）年度から増加傾向にありましたが、2017（平成 29）年度にごみ処理手数料の値上げを受け、翌年度から減少しています。

2019（令和 1）年度以降、新型コロナウイルス感染症が広がり、事業活動が停滞したことによりごみの排出量が減少しているものと考えられます。

2023（令和 5）年度以降、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行されたことを受け、事業活動が復調し、今後はごみの排出量が増加していくと予想されます。

2018（平成 30）年度に目標値の上方修正を行いました。ごみ処理手数料の値上げやコロナ禍による事業停滞が影響し、目標値と実績値が大きく乖離しています。

事業系ごみは景気や社会情勢により大きく変動していくため予測が難しく、状況による見直しが必要です。

表 2-7 事業系ごみ排出区分別年間排出量

単 位	項 目	実績									
		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
年間排出量 (t/年)	燃やせるごみ	3,764	4,181	4,387	4,736	3,915	4,094	3,491	3,292	3,319	3,263
	燃やせないごみ	62	64	74	3	5	2	3	6	4	4
	資源物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	3,826	4,244	4,461	4,739	3,920	4,096	3,494	3,298	3,323	3,267
	目標値	3,602	3,599	3,597	3,594	4,737	4,734	4,731	4,728	4,725	4,722

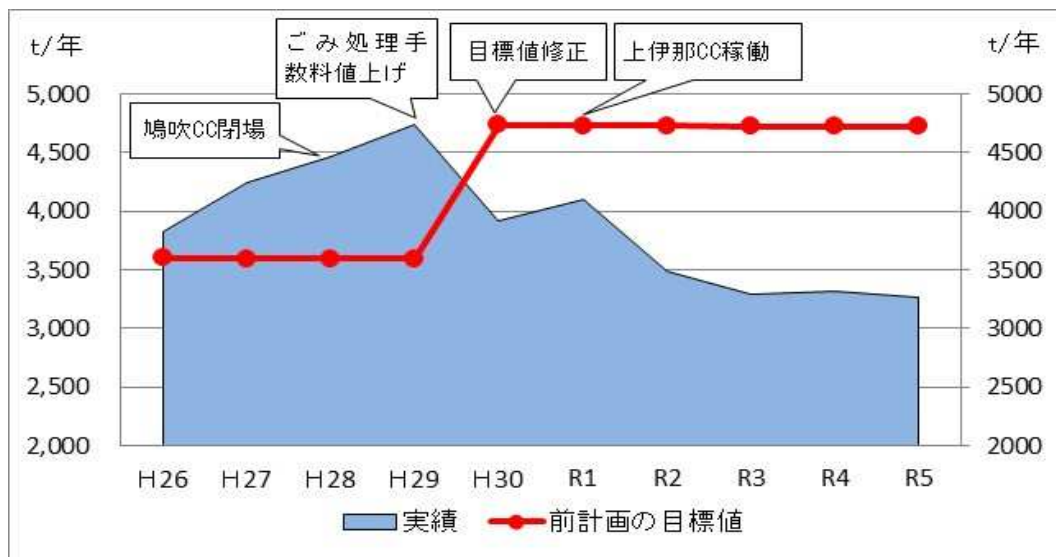


図 2-3 事業系ごみ排出量の推移のグラフ

表 2-8 ごみ排出区分別年間総排出量

単 位	項 目	実 績									
		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
年間排出量 (t/年)	燃やせるごみ	12,396	12,723	12,822	12,919	11,957	13,097	12,517	12,175	12,264	11,732
	燃やせないごみ	2,012	2,118	2,354	1,322	1,348	608	551	483	441	398
	資源物	3,350	2,996	2,700	2,555	2,389	2,177	2,213	2,155	2,028	1,822
	粗大ごみ	3	3	3	321	374	355	447	367	338	308
	排出実績合計	17,760	17,839	17,878	17,117	16,068	16,238	15,728	15,180	15,071	14,260
	目標値	18,298	18,303	18,253	18,241	16,961	16,832	16,638	16,466	16,271	16,134

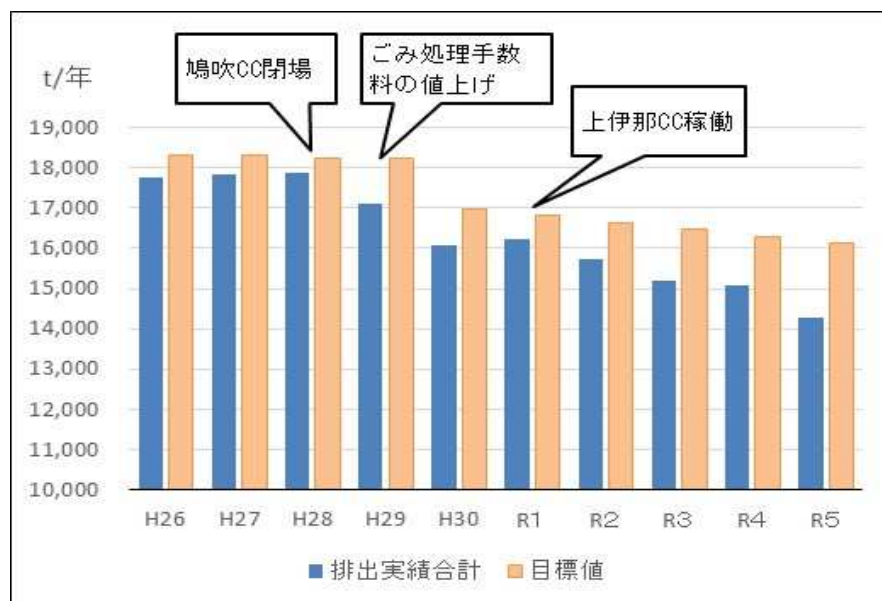


図 2-4 ごみ総排出量の推移のグラフ

6 ごみ処理の経費

伊那市のごみ処理経費の推移は、表2-9に示すとおりです。

ごみ処理経費は、ごみ処理施設の整備やごみの処理量等に応じて変動することから、年度ごとを比較することは馴染みませんが、この6年間では、市民一人あたり平均6,480円程度の経費がごみ処理に使われています。

表2-9 ごみ処理経費

項目	単位	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
歳入	千円	70,145	84,942	97,400	89,777	77,786	74,438
手数料	千円	58,713	63,303	71,103	65,235	65,954	61,433
雑入	千円	11,432	21,639	26,297	24,542	11,832	13,005
歳出	千円	633,599	282,549	315,345	439,090	481,009	453,039
委託料	千円	132,361	134,264	142,191	143,322	144,235	140,177
上伊那広域連合負担金	千円	496,981	143,676	168,194	291,057	332,872	309,588
その他		4,257	4,609	4,960	4,711	3,902	3,274
人口	人	68,381	67,896	67,290	66,642	66,214	65,536
市民一人当たりの経費	円	9,266	4,161	4,686	6,589	7,264	6,913
※ 手数料は、有料制度に係る上伊那広域連合からの交付金、有料チケット販売手数料、廃棄物処理業許可手数料等に係るものです。 ※ 雑入は、上伊那広域連合からの負担金、資源物売払金等に係るものです。 ※ 歳出に対する歳入の不足額は、一般財源となります。 ※ 委託料は、収集運搬、中間処理、最終処分場管理に係るものです。 ※ 上伊那広域連合負担金は、ごみ処理費・運営費・維持管理費・工事費等として市が上伊那広域連合に対して負担したものです。 H30年度は上伊那クリーンセンター建設工事に伴う負担金により多くなっています。R3年度以降、起債償還金により多くなっています。 ※ その他は、手数料、印刷製本費、使用料及び賃借料、通信運搬費に係るものです。 ※ 人件費等は含めていません。							

7 ごみ排出量の状況

長野県は全国の1人1日当たりのごみ排出量が少ない都道府県で第4位（令和4年度実績）となっており、全国でもごみの排出量が少ない県となっています。

長野県内市町村別の実績では、77市町村中、伊那市は第28位、19市の中では第2位となっており、生活系ごみでは19市の中で第5位となっています。市民一人一人がごみの排出抑制・再資源化の意識が高い結果と考えることができます。

市町村 1人1日当たりのごみ排出量（令和4年度実績）

順位	市町村	合計(g)	生活系	事業系	対前年度 比(%)	順位	市町村	合計(g)	生活系	事業系	対前年度 比(%)
1	川上村	283	283	0	▲ 13.5	40	小布施町	729	519	210	▲ 0.5
2	南牧村	319	319	0	4.2	41	生坂村	733	441	292	13.9
3	北相木村	422	422	0	▲ 16.8	42	坂城町	740	569	171	▲ 16.7
4	泰阜村	433	433	0	▲ 2.6	43	根羽村	744	698	46	1.7
5	阿南町	434	434	0	▲ 2.1	44	須坂市	750	532	218	1.5
6	下條村	439	439	0	▲ 4.0	45	飯田市	751	581	171	▲ 0.1
7	中川村	440	370	70	▲ 4.3	46	信濃町	756	595	161	▲ 11.0
8	平谷村	457	457	0	▲ 0.3	47	千曲市	765	539	227	0.7
9	高森町	460	460	0	1.7	48	上田市	767	542	226	0.5
10	豊丘村	460	417	44	▲ 0.1	49	中野市	770	545	225	▲ 0.2
11	喬木村	480	480	0	▲ 0.2	50	立科町	772	588	184	5.4
12	大鹿村	511	511	0	5.7	51	塩尻市	773	477	296	▲ 2.0
13	売木村	519	403	116	▲ 13.0	52	松川村	776	469	306	1.8
14	小川村	522	467	55	▲ 0.2	53	上松町	784	692	93	▲ 0.3
15	高山村	525	512	13	2.9	54	山形村	785	505	280	▲ 4.1
16	南相木村	525	525	0	▲ 5.6	55	大桑村	795	714	80	▲ 1.9
17	南箕輪村	527	409	118	▲ 2.4	56	小諸市	795	589	206	▲ 1.5
18	御代田町	528	357	172	0.1	57	飯山市	810	585	224	▲ 0.2
19	飯島町	532	412	119	2.5	58	麻績村	821	518	303	0.8
20	箕輪町	535	418	117	2.4	59	安曇野市	821	483	338	1.0
21	佐久穂町	541	499	42	▲ 1.9	60	池田町	828	494	334	1.0
22	松川町	544	544	0	1.9	61	下諏訪町	838	646	192	▲ 1.6
23	辰野町	545	464	81	0.5	62	阿智村	845	418	427	4.6
24	東御市	551	475	76	▲ 2.2	63	諏訪市	848	545	303	1.1
25	飯綱町	604	500	105	3.0	64	筑北村	855	516	339	3.3
26	朝日村	608	464	144	▲ 1.5	65	長野市	889	600	289	0.1
27	天龍村	621	621	0	44.3	66	茅野市	890	562	328	2.9
28	伊那市	624	486	137	▲ 3.0	67	大町市	903	689	214	2.6
29	原村	648	516	132	▲ 5.7	68	栄村	919	627	293	11.0
30	佐久市	670	530	140	2.6	69	王滝村	924	700	224	0.6
31	駒ヶ根市	671	481	191	1.5	70	木曽町	933	672	262	▲ 2.0
32	木祖村	692	670	22	1.8	71	小谷村	938	560	377	10.0
33	小海町	695	540	155	▲ 2.4	72	松本市	992	525	467	0.1
34	青木村	695	602	93	6.3	73	野沢温泉村	1,111	754	358	10.6
35	富士見町	700	544	156	▲ 10.0	74	白馬村	1,143	529	613	10.8
36	長和町	705	669	36	▲ 3.6	75	山ノ内町	1,217	791	426	5.5
37	岡谷市	707	514	194	▲ 0.0	76	木島平村	1,543	602	941	▲ 0.2
38	宮田村	711	537	174	2.6	77	軽井沢町	1,586	917	668	6.7
39	南木曽町	724	639	85	0.8		長野県	802	545	257	0.3

一般廃棄物処理事業実態調査（令和4年度実績）より

第3章 将来値の基礎となる指標

本章では、将来値の基礎となる指標（以下、「基本フレーム」という。）を設定します。基本フレームは、過去の実績傾向に基づき時系列的な予測を行った結果得られる推計値のことで、将来新たに実施する施策による効果を見込んでいないものです。

基本フレームとして推計した値は、将来新たに実施する施策による効果を見込んだ将来値を想定するための基本となるものです。

上伊那広域連合の一般廃棄物処理基本計画（第6次改定版 令和6年度見直し）と整合性を図るため、実績の基準年度を2022（令和4）年度とします。

第1節 人口・世帯数

伊那市の将来人口については、過去10年間（2013（平成25）年度～2022（令和4）年度）の人口実績を踏まえ、国立社会保障・人口問題研究所の公表値に基づく推計値を基に、将来値を予測して推計値としました。

表3-1 人口・世帯数推計値（10月1日時点）【基本フレーム】

	実績	推計値		採用した推計手法
	2022(R4)	2029(R11)	2034(R16)	
人口	66,214	65,059	61,709	国立社会保障・人口問題研究所の公表値に基づく推計値を基に、予測した推計値
世帯	28,285	29,230	29,619	

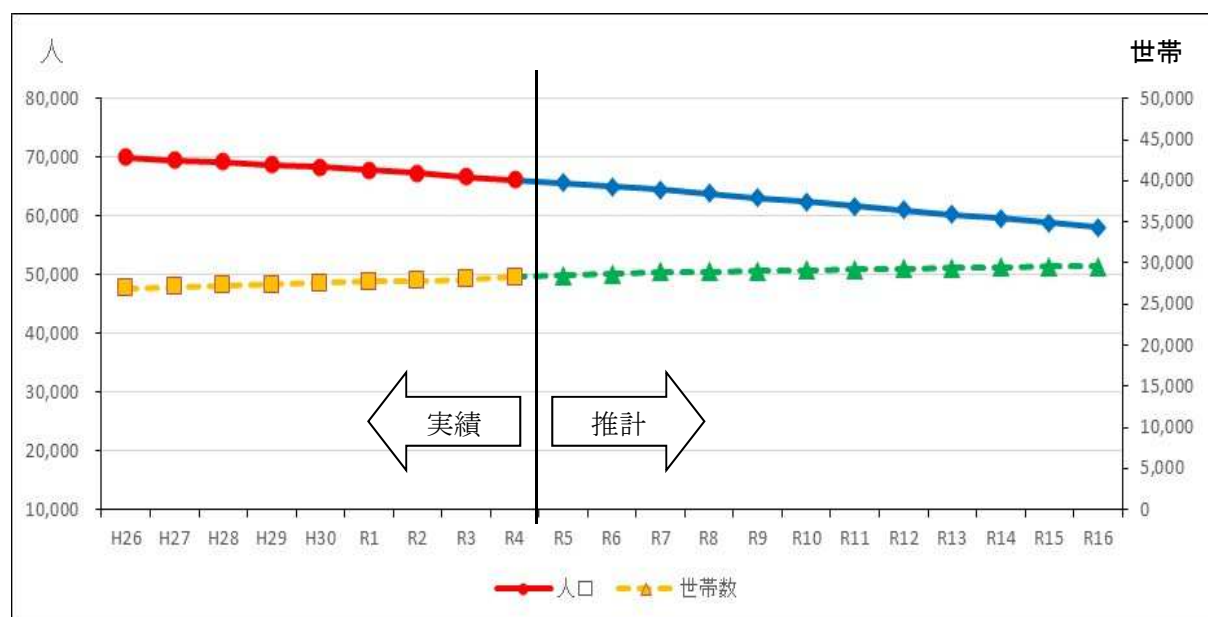


図3-1 人口の基本フレームのグラフ

第2節 ごみ量

1 家庭から排出されるごみの表し方

前期の計画では、家庭から排出された資源物や資源化されるごみも含めたごみを家庭系ごみとして表していましたが、家庭から排出される全てのごみと、資源物や集団回収（学校で行う廃品回収）を除いた最終処分されるごみとを区別するため、家庭から排出される全てのごみを「生活系ごみ」とし、資源物などを除き最終処分されるごみを「家庭系ごみ」として表していきます。

2 生活ごみの1人1日平均排出量の推計

(1) 生活系ごみの1人1日平均排出量の推計方法

2013（平成25）年度から2022（令和4）年度までの期間の生活系ごみの1人1日平均排出量の実績を基に排出区分別（燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物及び粗大ごみの4区分）に推計を行いました。

ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月 環境省）では、過去5年間以上の実績を把握・整理することが適当であるとされています。

(2) 生活系ごみの排出区分別1人1日平均排出量の基本フレーム

生活系ごみの排出区分別の1人1日平均排出量の基本フレームは次のとおりです。

表3-2 生活系ごみ排出区分別1人1日平均排出量の基本フレーム

	項 目	実 績	推 計 値	
		2022(R4)	2029(R11)	2034(R16)
1人1日平均 排出量 (g/人・日)	燃やせるごみ	370	361	357
	燃やせないごみ	18	16	15
	粗大ごみ	14	15	15
	家庭系計	402	392	387
	資源物	84	89	89
	集団回収	0	16	16
	生活系合計	486	497	492

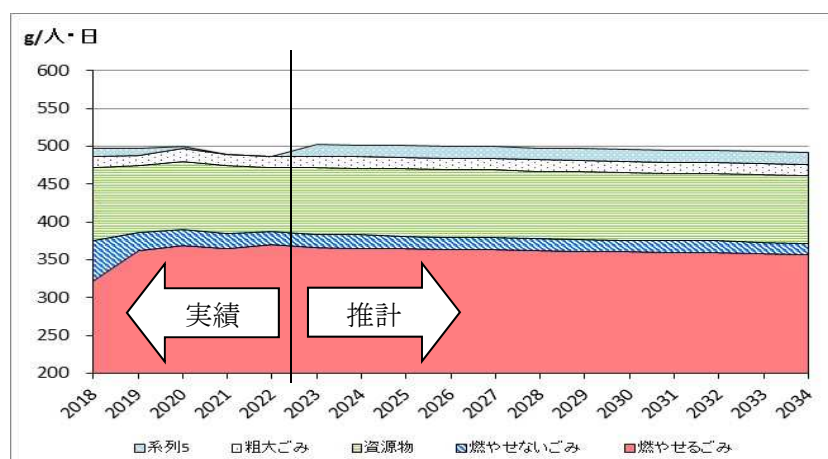


図 3-2 生活系ごみ排出区分別 1 人 1 日平均排出量推計のグラフ

(3) 生活系ごみの 1 人 1 日平均排出量の基本フレームに基づく年間総排出量の推計

生活系ごみの 1 人 1 日平均排出量の基本フレームに基づき年間総排出量の推計値は次のとおりです。

※算出方法 年間排出量＝1 人 1 日平均排出量×人口×365 日

表 3-3 生活系ごみ年間排出量の推計

	項目	実績	推計値	
		2022 (R4)	2029 (R11)	2034 (R16)
年間排出量 (t/年)	燃やせるごみ	8,945	8,153	7,593
	燃やせないごみ	437	360	318
	粗大ごみ	338	339	319
	家庭系計	9,720	8,852	8,230
	資源物	2,028	2,010	1,893
	集団回収	0	360	339
	生活系合計	11,748	11,222	10,462

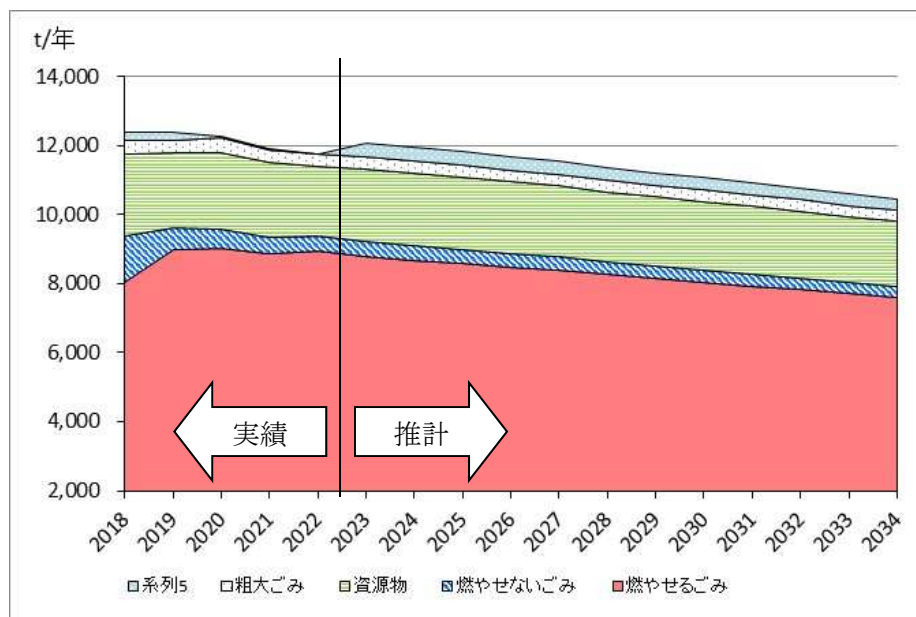


図 3-3 生活系ごみ年間排出量推計のグラフ

3 事業系ごみの年間排出量の推計

(1) 事業系ごみの年間排出量の推計方法

事業系ごみの年間排出量実績は、2013（平成 25）年度以降、景気の低迷から復調し、2017（平成 29）年度まで増加していましたが、同年にごみ処理手数料の改定を行ったこと、2019（令和元）年度から発生した新型コロナウイルス感染症拡大により、事業活動が低迷したことに伴い減少したものと捉えることができます。

2023（令和 5）年度以降は、新型コロナウイルスが 5 類感染症に移行されたことを受け、徐々に事業活動が回復していくものと推察し、事業系ごみの量は 2015（平成 27）から 2019（令和元）程度まで増加していくものと推計しました。

(2) 事業系ごみの年間排出量の推計値

事業系ごみの年間排出量の推計結果は次のとおりです。

表 3-4 事業系ごみ年間排出量の推計

	項目	実績	推計値	
		2022 (R4)	2029 (R11)	2034 (R16)
年間排出量 (t/年)	燃やせるごみ	3,319	4,263	4,263
	燃やせないごみ	4	4	4
	粗大ごみ	—	—	—
	資源物	—	—	—
	合 計	3,323	4,267	4,267

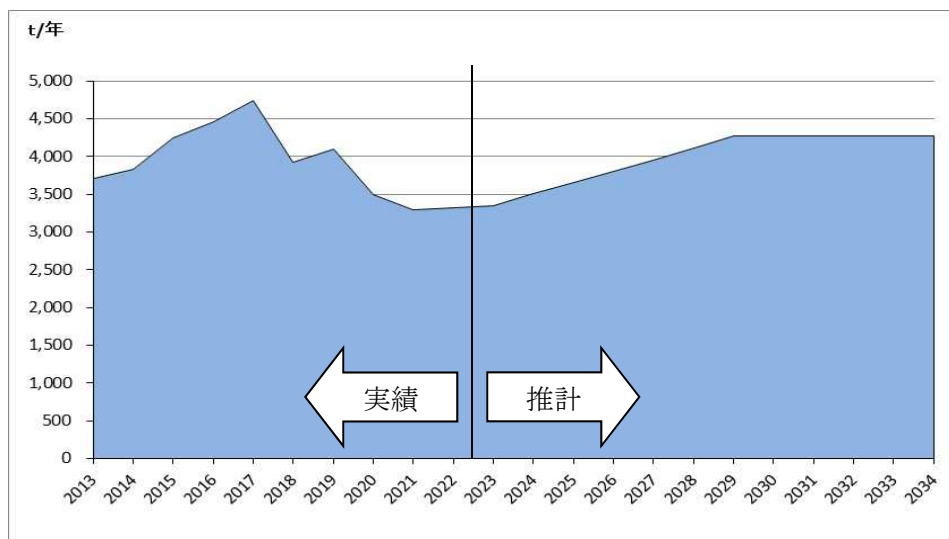


図 3-4 事業系ごみ年間排出量推計のグラフ

4 伊那市から出るごみの年間排出量の推計

伊那市から出るごみの年間排出量の推計結果は次のとおりです。

表 3-5 伊那市から出るごみの年間排出量の推計

	項目	実績	推計値	
		2022 (R4)	2029 (R11)	2034 (R16)
年間排出量 (t/年)	燃やせるごみ	12,264	12,416	11,856
	燃やせないごみ	441	364	322
	粗大ごみ	338	339	319
	資源物	2,028	2,010	1,893
	集団回収	0	360	339
	合 計	15,071	15,489	14,729

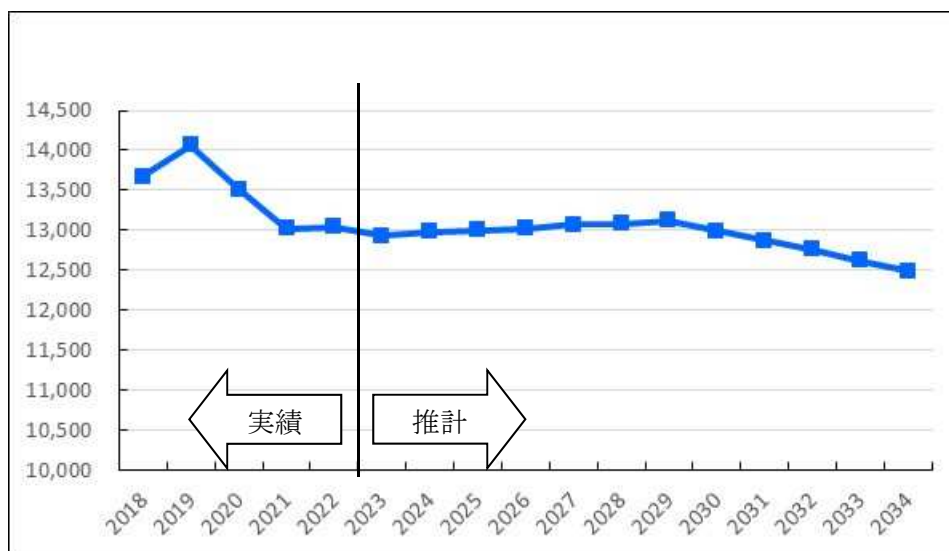


図 3-5 伊那市から出るごみの年間排出量の推計のグラフ

第4章 ごみ処理上の課題

第1節 排出抑制・再生利用等に関する課題

排出抑制・再生利用等に関する課題は次のとおりです。

1 排出抑制・再生利用等に関すること

- (1) ごみの減量化・資源化(3R 発生抑制(リデュース・Reduce)、再使用(リユース・Reuse)、再生利用(リサイクル・Recycle))を推進し、さらに代替素材への転換(リプレイス・Replace)を新たに加え4Rとして減量化・再資源化の意識を高める必要があります。

また、2003(平成15)年度から開始した「ごみ処理費用有料制度」を継続し、市民がごみ問題に関心を持ち続け、市民に積極的に取り組んでいただく必要があります。

- (2) 古紙類、ペットボトル、缶類、びん類等の資源化をさらに進め、分別精度の向上を目指します。

厨芥類については、自家処理による排出量の抑制や資源化を進めるため、生ごみ処理容器等購入補助制度を継続していく必要があります。

- (3) プラスチックごみの問題や気候変動へ対応するため、プラスチック類の資源化を推進すると共に、使い捨てプラスチック製品等から代替素材への転換(リプレイス・Replace)を推進していく必要があります。

また、現在使用している指定ごみ袋をバイオプラスチック製の袋へ転換していくことも検討していく必要があります。

- (4) 高齢者世帯等の中には、ごみの排出に苦慮されている世帯があり、ごみの分別や出し方について関係機関と連携したサポート体制を充実する必要があります。

【実施しているごみ出し支援事業】

- ・おたすけ券(軽作業助成券)の交付
(日常生活上の軽作業に係る費用の助成)
- ・生活支援サポーターによるお手伝い(社会福祉協議会)
(日常生活上のちょっとした困りごとのお手伝い)

- (5) 就業形態、ライフスタイルの変化や自治会未加入者の増加等により、地域のごみ収集ステーション(集積所)を利用せず、ごみ処理施設へ直接搬入する市民が増加しているため、自治会未加入者と各自治会を対象としたアンケート調査を実施しました。自治会未加入者では、回答いただいた方の約半数が協力費等を支払いごみ収集ステーションを使用している状況であり、直接ごみ処理施設に搬入している方が約1割、親戚や知人などに依頼している方が約3割、職場で処分等や協力費等の支払がなくごみ収集ステーシ

ョンを使用している方が約1割という結果でした。各自治会における自治会未加入者に対する対応については、指定ごみ袋によるごみステーションの使用許可では、約3割が「区加入者と同等に扱っている」、約2割が「協力金を徴収している」、約1割が「ごみステーションの使用を断っている」、約4割が「許可していないが、決まりがないので勝手に出されていると思われる」等でした。また、資源物については、約4割が「区加入者と同等に扱っている」、約2割が「協力金を徴収している」、約1割が「ごみステーションの使用を断っている」、約3割が「許可しているわけではないが、持ち込み者が区民かどうかの判断ができないので、全て受け入れている」等でした。

地域のごみ収集ステーション（集積所）へ出すことを基本としながら、地域の実情に合わせ、ステーションを利用していない市民の排出方法を検討する必要があります。

- （6）増加傾向にある事業系ごみについて、搬入ごみの展開調査などにより現状を把握し、対象事業者に対して適正分別処理を指導していくと共に、事業者の意識を向上させるための啓発を行い、事業者責任による資源化を進めていく必要があります。

2 啓発・広報に関すること

- （1）「上伊那クリーンセンター」及び「クリーンセンター八乙女」で効率的・安定的なごみ処理を行っていくために、ごみの分別基準について引き続き周知徹底を図っていく必要があります。
- （2）転入者や外国人及び自治会未加入者に、ごみの分別や排出ルールを徹底し、ごみ減量化・資源化に対する意識を高めてもらうために、衛生自治会と連携しながら積極的な啓発活動を実施する必要があります。
- （3）若年層から高齢層まで、分別方法や排出方法を正しく理解し、ごみの減量化・資源化意識を向上するため、市報、ホームページだけでなく、スマートフォン等様々な手法を活用し啓発活動を行っていく必要があります。
- （4）小中学生等にごみ減量化・資源化について学習してもらい、子供のうちから環境問題に配慮できるようにしていく必要があります。
- （5）不法投棄ごみを減らすため、衛生自治会と連携し、啓発やパトロールを行い、不法投棄（ポイ捨て）をさせない環境づくりを進めていく必要があります。

第5章 目標値の設定

第1節 第2次伊那市環境基本計画（令和2年3月）における廃棄物に関する目標

環境基本計画に定めた廃棄物及び資源化率の目標は次のとおりです。

令和6年度に環境基本計画の中間見直しを行っているため、本計画に合せ目標値を見直しすることとします。

表5-1 環境基本計画における廃棄物の管理指標

項目及び付記事項	現状 (平成30年度)	目標 (令和10年度)	備考
一人一日当たりのごみの排出量	497.2g/人日	469.0g/人日	上伊那広域連合一般廃棄物処理基本計画（第5次改定版※1）より算出
事業系ごみ（可燃）の年間ごみ排出量	3,920.0t	4,698.00t	

表5-2 環境基本計画における資源化率の目標

項目及び付記事項	現状 (平成30年度)	目標 (令和10年度)	備考
資源化率※	17.6%	24.8%	上伊那広域連合一般廃棄物処理基本計画（第5次改定版※3）より引用

※ 資源化率＝資源ごみの処理量／可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ等の総処理量

第2節 国・県の目標値

本計画の策定に当たっては、国や長野県の計画等における関連項目・目標等についても留意しています。

1 国の目標値

○第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）

基となる法律 循環型社会形成推進基本法
 目標年次 2025（令和7）年度
 排出量に係る目標値 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 約440g／人・日

○廃棄物処理法基本方針（令和5年6月）

基となる法律 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 目標年次 2027（令和9）年度
 排出量に係る目標値 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 約440g／人・日（令和7年度）

○廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月）

基となる法律 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

目標年次	2025（令和 7）年度
ごみのリサイクル率	2025（令和 7）年度に 28%
最終処分場の残余年数	2020（令和 2）年度の水準（22 年分）を維持する

2 長野県の目標値

○長野県廃棄物処理計画（第 5 期）（令和 3 年 4 月）

目標年次	2025（令和 7）年度
排出量に係る目標値	1 人 1 日当たりの一般廃棄物排出量 790g （内、家庭系ごみ排出量 406g）
一般廃棄物リサイクル率	2025（令和 7）年度に 20%
一般廃棄物最終処分率	8.1%

第 3 節 本計画における目標値

排出抑制及び再生利用に係る目標値を次のように設定します。

1 家庭系ごみ

本計画では、生活系ごみから資源物など資源化できるごみを除いた家庭系ごみに係る目標値を設定しています。

家庭系ごみに係る目標値の設定方法は、年間排出量で設定する方法と 1 人 1 日当たり排出量で設定する方法が考えられますが、年間排出量の場合、その目標値は、人口の推移に大きく影響を受けることから目標値は 1 人 1 日当たり排出量で設定します。

伊那市においては、2022（令和 4）年度実績で 402 g／人・日であり、目標数値を既に達成しておりますが、現状以上の排出削減を目指し、本計画においては、リデュース、リユースの 2 R を意識した取り組みにより、廃棄物の発生自体の抑制を進めていくことを踏まえて目標値を定めます。

家庭系ごみについては、目標年次 2034（R16 年度）の 1 人 1 日当たり排出量を、基本フレームの 387 g／人・日から 19 g／人・日削減した 368 g／人・日を目標値とします。

表 5-3 家庭系ごみ 1 人 1 日平均排出量の目標値

1人1日当りの排出量	単 位	基準年	計画起点	中間年次	目標年次
		2022 (R4)	2025 (R7)	2029 (R11)	2034 (R16)
基本フレーム	g / 人・日	402	396	392	387
年間排出量	t / 年	9,720	9,347	8,852	8,230
目標値	g / 人・日		395	383	368
年間排出量	t / 年		9,299	8,626	7,806

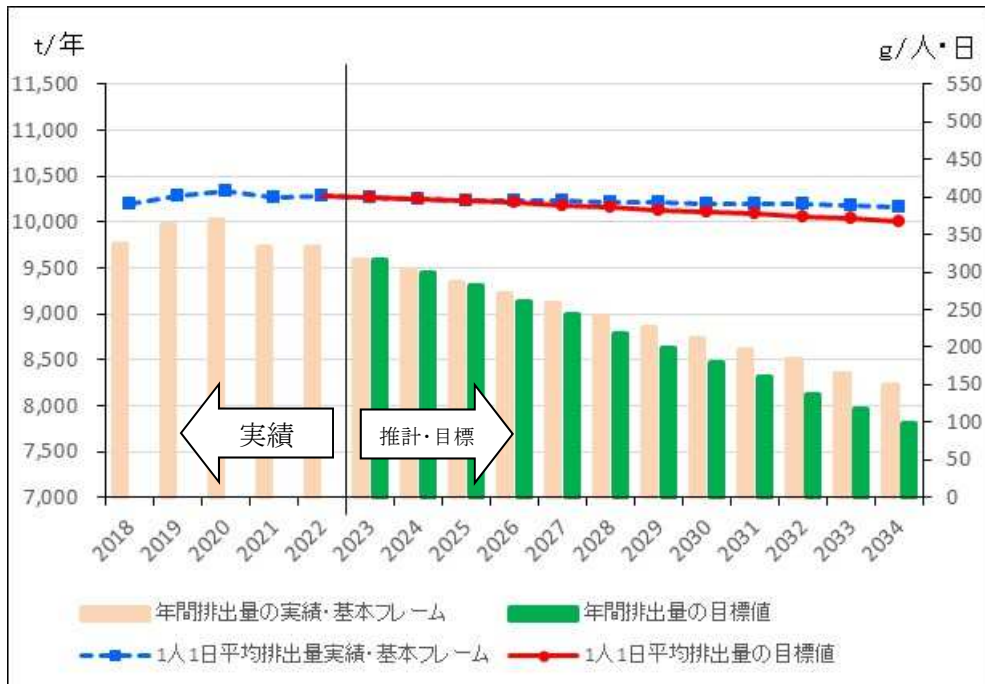


図 5-1 家庭系ごみの総量と 1 人 1 日平均排出量の目標値

2 事業系ごみ

事業系の目標値は、年間排出量での設定とします。

事業系ごみの適正搬入を徹底するため、定期的な搬入検査により、排出業者及び収集運搬業者に指導を行い、事業者責任による減量化・資源化への啓発をすすめていきます。

事業系ごみの目標値は、事業活動が 2017（平成 29）年度実績程度まで復調し維持・継続するとの考え方で次のとおり設定します。

事業系ごみについては、目標年次（2034 年度）の排出量を、基本フレームの 4,267 t / 年から 214 t / 年削減した 4,053 t / 年を目標値とします。

表 5-4 事業系年間排出量の目標値

	単 位	基準年	計画起点	中間年次	目標年次
		2022 (R4)	2025 (R7)	2029 (R11)	2034 (R16)
基本フレーム	t / 年	3,323	3,652	4,267	4,267
目標値			3,578	4,138	4,053

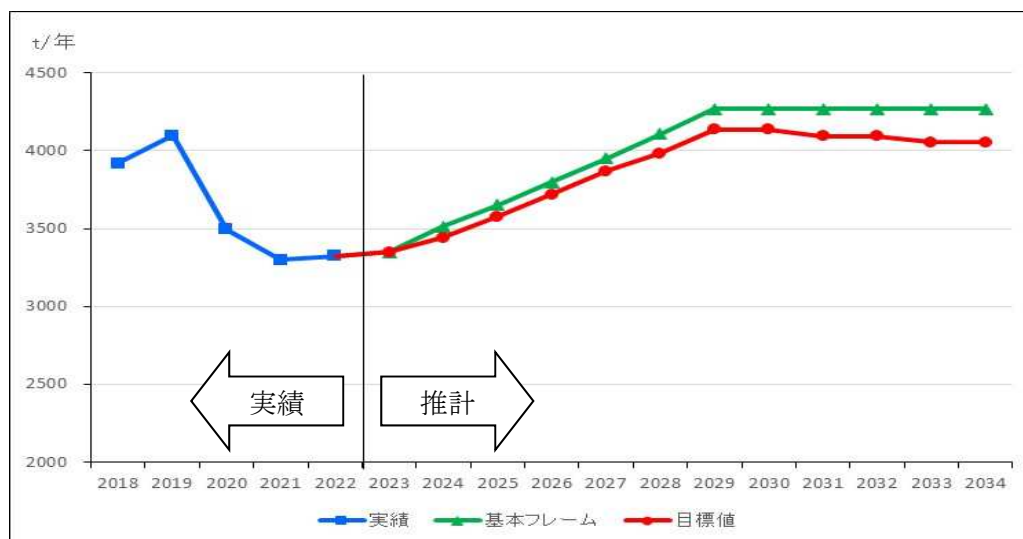


図 5-2 事業系ごみ年間排出量の基本フレームと目標値

3 資源化率

資源化率は、コロナ禍で低迷していた学校で行う集団回収が復調するものと考えていますが、大型店舗による資源物回収が更に普及するものと考え目標値を設定しています。

$$\text{資源化率} = \frac{\text{資源物総量（集団回収含む）}}{\text{ごみの総排出量}}$$

表 5-5 資源化率目標値

	基準年	計画起点	中間年次	目標年次
	2022 (R4)	2025 (R7)	2029 (R11)	2034 (R16)
燃やせるごみ	12,264	12,121	12,108	11,262
燃やせないごみ	441	403	341	300
粗大ごみ	338	353	315	297
資源物	2,028	2,025	1,915	1,782
集団回収	0	377	360	339
資源物総排出量	2,028	2,402	2,275	2,121
ごみ総排出量	15,071	15,279	15,039	13,980
資源化率	13.5%	15.7%	15.1%	15.2%

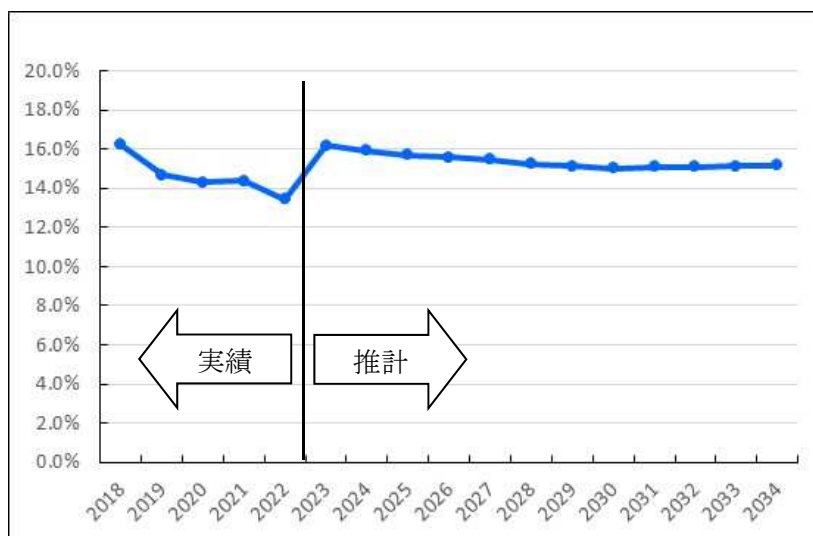


図 5-3 再資源化率

4 目標達成時の一般廃棄物（ごみ）見通し

排出抑制・再生利用目標達成した場合の年間排出量は次のとおりである。

表 5-6 排出抑制・再生利用目標達成後の年間排出量 (t/年)

		基準年 2022 (R4)	計画起点 2025 (R7)	中間年次 2029 (R11)	目標年次 2034 (R16)
生活系	燃やせるごみ	8,945	8,546	7,973	7,212
	燃やせないごみ	437	400	338	297
	粗大ごみ	338	353	315	297
	家庭系合計	9,720	9,299	8,626	7,806
	資源物	2,028	2,025	1,915	1,782
	集団回収	0	377	360	339
	生活系合計	11,748	11,701	10,901	9,927
事業系	燃やせるごみ	3,319	3,575	4,135	4,050
	燃やせないごみ	4	3	3	3
	粗大ごみ	0	0	0	0
	資源物	0	0	0	0
	事業系合計	3,323	3,578	4,138	4,053
燃やせるごみ		12,264	12,121	12,108	11,262
燃やせないごみ		441	403	341	300
粗大ごみ		338	353	315	297
資源物		2,028	2,025	1,915	1,782
集団回収		0	377	360	339
ごみの総排出量合計		15,071	15,279	15,039	13,980
ごみの総排出量基本フレーム		15,071	15,477	15,489	14,729

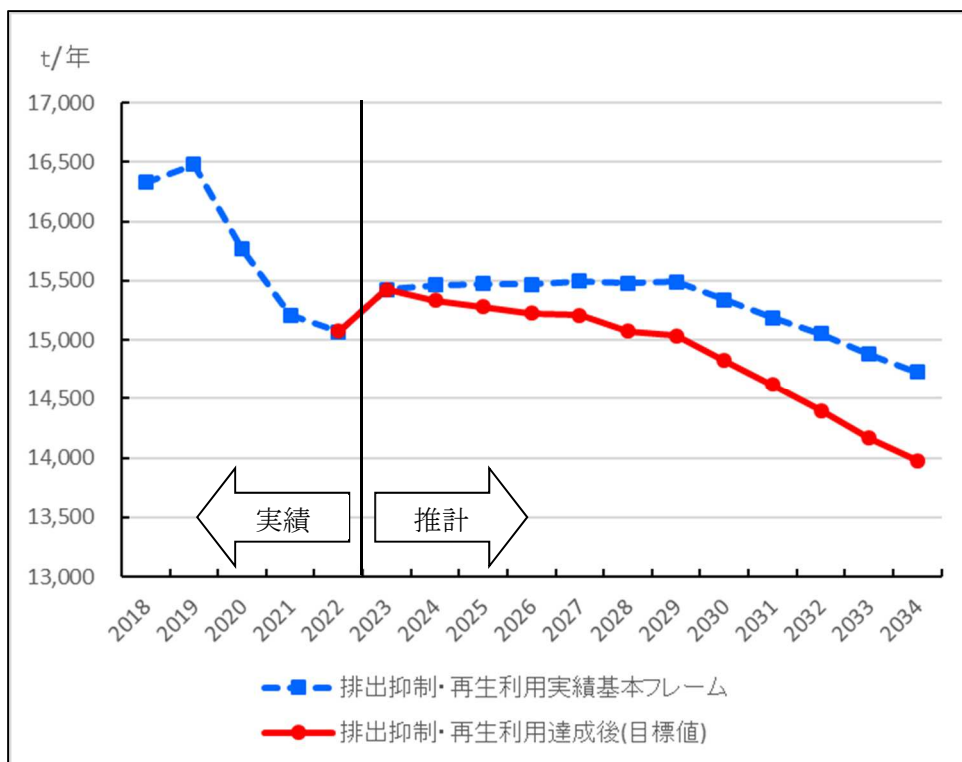


図 5-4 排出抑制・再生利用目標達成後の年間排出量の将来値

第6章 ごみ処理基本計画

第1節 計画の基本方針

本計画の基本方針は次のとおりとします。

- | |
|---|
| (1) ごみ減量化・資源化のより一層の推進 |
| ①住民、事業者、行政の協働の更なる促進 |
| ②リデュース(ごみを減らす)・リユース(繰り返し使う)・リサイクル(再生して利用する)・リプレース(代替素材への転換)の一層の推進 |
| ③循環利用できない廃棄物の適正かつ安全な処理の継続 |
| (2) 中間処理施設の整備による安全・安定的な中間処理の実施 |
| ①中間処理施設による安全・安定的な中間処理の実施 |
| ②燃やせないごみ、粗大ごみ及び資源物の広域処理施設の整備 |
| (3) 適正な最終処分の実施 |
| ①既設のごみ焼却施設から出る焼却残渣等を適正に処分する最終処分場の確保 |
| ②圏域内から出た廃棄物を圏域内で最終処分まで行う完結型の廃棄物処理の構築 |

第2節 排出抑制・再生利用等に関する計画

1 資源物の分別収集の継続

伊那市においては、現在実施している分別収集を継続するとともに、分別精度の向上を図っていきます。また、プラスチック製品類の再資源化を進めるため、令和7年4月から新たに分別収集を行っていきます。また、燃やせないごみの量が減少しているため、収集回数を月2回に変更します。

表6-1 令和7年度からの分別収集の内容及び収集回数

分別区分	分別の内容	回数等	摘要
燃やせるごみ	生ごみ、紙類、布類、資源とならないプラスチック類（プラスチック製容器包装以外）、その他	2回/週	指定袋 (赤色文字)
燃やせないごみ	金属類、ガラス類、陶器類、その他	2回/月	指定袋 (青色文字)
資源プラスチック	○容器包装リサイクル法の対象となるプラスチック製容器包装類 ○プラスチック製品類（プラ素材100%）	1回/週	指定袋 (紫色文字)
資源物	○古紙類(新聞・広告、雑誌・古本、飲料用紙パック、ダンボール、雑紙) ○缶(アルミ缶、スチール缶) ○びん(無色、茶色、その他色) ○ペットボトル ○小型家電	1回/月	
廃食用油	廃食用油	5～6回/年	
粗大ごみ	粗大物	2回/年(高遠町、長谷地区のみ)	
有害ごみ	蛍光管、乾電池(水銀含有)、体温計(水銀含有)、血圧計(水銀含有)など	2回/年	

2 収集ごみの有料制度の継続

2003（平成 15）年度から上伊那広域連合で開始したごみ処理費用有料制度を継続します。この有料制度は 2017（平成 29）年度に、ごみ処理施設使用料、ごみ処理手数料及び指定ごみ袋の一部改定を行いました。今後も上伊那広域連合の中で制度の検証を行っていきます。有料制度の内容は次のとおりです。

（１）有料制度の概要

- ごみ処理費用有料制度は、規定量までは負担を軽く、規定量を超えてごみを出す場合は高額な負担となる二段階従量有料制です。
- 上伊那の市町村で共通して使用できるごみ袋を指定し、その指定ごみ袋に上伊那広域連合が発行する証紙を印刷して販売します。
- 指定ごみ袋に上乘せするごみ処理手数料は、指定ごみ袋の容量別に、ごみ袋 1 枚につき 30 円、40 円、50 円とします。
- 指定ごみ袋は、指定ごみ袋購入チケット（以下「チケット」という。）と引換えて購入します。このチケットは、毎年度末に市町村から無料で配布するものと、市町村が 1,500 円で販売する指定ごみ袋購入有料チケット（以下「有料チケット」という。）の 2 種類があります。
- チケット及び有料チケット 1 枚で、証紙付指定ごみ袋 1 セット（燃やせるごみ用「小」の袋については、2 セットまで）が購入できます。

（２）指定ごみ袋の種類

指定ごみ袋の種類は次のとおりです。

表 6-2 指定ごみ袋の種類

ごみ袋の種類	証紙印刷の有無	証紙代金	文字色
燃やせるごみ用(大)	有	50 円	赤色文字
燃やせるごみ用(中)	有	40 円	
燃やせるごみ用(小)	有	30 円	
燃やせないごみ用	有	40 円	青色文字
資源プラスチック用	無	—	紫色文字

3 生ごみの減量化及び資源化の推進

- 生ごみの減量化・資源化は、第一に各家庭で取り組むことが重要であることから、家庭において生ごみを減量するための方法などを示し、啓発に努めるなどの支援を行っていきます。
- 生ごみ処理機・処理容器等の購入補助は各家庭の生ごみの自家処理の推進に一定の効果が認められることから、補助制度を継続していきます。
- 生ごみの堆肥化等の資源化については、臭気や虫の発生、収集方法に課題があるため、先進事例の研究を行っていきます。

4 資源化可能な紙ごみの資源化

資源化可能な紙ごみの資源化については、分別収集体制が整えられていますが、燃やせるごみには資源化できる紙などが混入しているため、市民への分別排出方法について周知徹底を図っていきます。

5 プラスチックごみの資源化

燃やせるごみに含まれる、プラスチック製品の資源化について、令和7年度から新たに分別収集を開始するため、対象となるプラスチック製品を既に実施している資源プラスチック用の袋に入れて出すよう周知し、資源化を図っていきます。

○ 実施方法
・現在使用している資源プラスチック用回収袋による、プラスチック製容器包装との一括回収
○ 対象品
・プラスチックだけ（プラスチック素材 100%）でできているもの ・1辺の長さが 50 cm未満のもの（50 cm未満に切断等すれば出すことができる） ・素材の厚さが 5 mm未満のもの ・汚れが付着していないもの
○ 経費見込
・R7 年度伊那市予測排出量：約 66t/年 ・伊那市負担額：約 8,000 千円（特別交付税措置あり）

6 事業系ごみの減量化・資源化

ごみの焼却処理施設では、事業所から施設に直接持ち込まれる資源化可能な古紙類の受入れを 2006（平成 18）年度から中止していますが、今後も徹底を図り、事業系ごみに含まれる紙ごみの削減を図っていきます。また、定期的な展開調査を実施して実態を把握し、一般廃棄物収集運搬業許可業者及び排出事業所に対して、適正排出と減量化・資源化へ向けた啓発を進めていきます。

第3節 中間処理及び最終処分に関する計画

中間処理及び最終処分に関する基本計画は、上伊那広域連合が策定する一般廃棄物処理基本計画に置いて定めるものとします。

1 中間処理施設及び最終処分場の概要

① 焼却処理施設

施設名称	上伊那クリーンセンター
施設規模	118 t/日 (59 t × 2 炉)
処理方式	流動床式ガス化溶融炉
稼動年月	平成31年3月
運営管理主体	上伊那広域連合

② 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設

施設名称	クリーンセンター八乙女
施設規模	40 t / 5 h
処理方式	衝撃剪断併用回転式
選別	鉄、アルミ、可燃物、不燃物
稼動年月	平成3年5月
運営管理主体	上伊那広域連合

③ 資源物保管再生利用施設

施設名称	①クリーンセンター八乙女ペットボトル減容施設
施設規模	300 kg/h (5 h/日)
建築面積	343.82 m ²
処理方式	手選別プレス方式 (油圧一方向縦押し)
稼動年月	平成10年12月
施設名称	②クリーンセンター八乙女ペットボトルストックヤード
建築面積	144.0 m ²
稼動年月	平成29年11月
施設名称	③クリーンセンター八乙女資源物ストックヤード
建築面積	210.65 m ²
稼動年月	平成10年12月
分別資源	びん (白、茶、雑)、缶 (アルミ、スチール)
運営管理主体	上伊那広域連合

④ 最終処分場

施設名称	クリーンセンター八乙女最終処分場
埋立容積	72,900 m ³
埋立工法	サンドイッチ方式+セル方式
稼動年月	平成5年7月

2 次期中間処理及び最終処分に関する建設方針

各中間処理施設及び最終処分場の建設等については、上伊那広域連合が中心となり、構成8市町村で早期に検討に着手していきます。

第7章 計画を推進するための施策

目標達成のために、「市民」、「事業者等」、「上伊那広域連合」及び「伊那市」は、協働・連携して次の主要施策を実施していきます。

第1節 家庭系ごみの排出抑制に係る施策

【市 民】

○地域における減量活動の積極的な実践

- ・伊那市や市民団体が主催する排出抑制について学ぶ場に積極的に参加する。
- ・伊那市が提供する排出抑制への取り組みに関する情報に関心を持ち、実践する。
- ・正しいごみの分別や出し方を地域住民全員が分かるように、各地区で学習する機会を設ける。

○環境にやさしいライフスタイルへの転換

- ・使い捨ての製品はできるだけ買わないようにし、長く使える製品を選択する。
- ・「もったいない」という考えを大切にし、壊れたらすぐ買い替えるのではなく、直して使う、新しい使い方を考えるなど物を大切にする。
- ・購入する前に本当に必要かどうかを考えて不要なものは購入しない。
- ・量り売りや小分けの商品を選択するなど、家族の人数にあった量を購入し、買ったものは使い切るようにする。
- ・環境ラベル（環境に関する情報を消費者に伝えるためのラベル）のついた製品や再生品を選び購入する。
- ・家庭にあるまだ使えるが不要なもの（日用品や衣類など）は、おさがり等必要な人に譲ったり、フリーマーケット等を活用しリユースする。
- ・廃棄する時にどのように廃棄するのか、何に分別されるのかまで考えて製品などを購入する。
- ・プラスチック製のフォーク、スプーン、ストローなど、一回しか使わない使い捨てプラスチックを断る。

○容器包装の減量化

- ・繰り返し使える容器（リターナブルびん等）に入った商品や、詰め替え商品（シャンプー、洗剤等）を積極的に選択する。
- ・過剰包装の商品の購入を控えるとともに、余分な包装を求めない。
- ・買い物の際には買い物袋（マイバッグ・マイバASKET）を持参して、レジ袋は貰わない。

○生ごみの減量化の推進

- ・生ごみは、農地還元（堆肥化）や生ごみ処理機等により自家処理に努める。
- ・水分の多い生ごみは水切りを徹底し、水分を減らしてから出す。
- ・食料品は必要以上に購入せず、食べ切り、使い切りを心がけ、生ごみを少なくする。
- ・家庭用生ごみ処理機や処理容器の購入補助を活用し、生ごみの減量を進める。
- ・冷蔵庫の在庫は常に確認し、消費期限・賞味期限を過ぎないようにし、食品ロス量を低減する。
- ・宴会などでは、食べ残しを出さないよう「30・10 運動」の実践や、予約の時にも食べ切れるだけの注文をする。

○不法投棄の防止

- ・ポイ捨てや不法投棄はしない。

- ・地域で連携して、不法投棄をさせない環境づくりに協力する。

○新たな取り組み

- ・海洋プラスチック問題を考え、プラスチックの転換等に取り組む事業者・団体等の製品を「意識して選択」することや、使い捨て製品から持続可能な製品へ「少しずつ転換」することに努める。
- ・家庭に眠っている陶器性食器の譲渡会を開催し、再利用、再資源化に取り組む。

【事業者等】

○環境にやさしいライフスタイルへの転換

- ・小売店等は、商品販売の際に住民のごみ減量につながるよう、量り売りや詰め替え商品等の推奨販売などに努める。
- ・紙による広告やダイレクトメールの送付を抑制するなど、家庭での紙類の削減につながるよう努める。
- ・商品を販売する際には、必要最小限度の包装を心がける。

○商品及び容器包装の再資源化

- ・販売した商品及び商品の容器包装を回収・再資源化するよう努める(店頭への回収ボックスの設置等)。

○新たな取り組み

- ・ワンウェイ包装・製品等の見直し、通い箱、リユース箸の導入等を行う。
- ・消費者がリユースしやすい製品開発、研究・構築を行う。

【行政（市・広域連合）】

○減量活動の積極的な支援及び容器包装の減量化

- ・ごみの分別・再資源化について、年代に合わせた啓発活動を広報媒体等を利用し、排出抑制につながる啓発活動を行う。
- ・マイバック持参運動を継続して行う。
- ・シェアリングエコノミーサービス「こころむすび」を広く市民に周知し、エコ活動、エコポイントの輪を広げていく。
- ・ごみの減量意識の高揚を図るため、小中学校などでの環境教育の機会を拡大する。
- ・市民団体等のごみ減量活動への支援を行い、ごみ減量を指導する人材の育成を進める。
- ・小売店や事業所等の協力によるごみ減量化や、エコ活動の推進等の拡充を図る。
- ・公共施設のごみを削減する。
- ・地域特性に即した減量施策に取り組むと共に、他市町村が実施している施策についての有効性等を研究する。
- ・ごみ処理費用有料制度の見直しを引き続き3年毎行い、制度の検証と必要に応じた時点修正を行う。
- ・小型家電の分別収集を推進する。
- ・衣類回収の継続によりリユースを推進する。
- ・フリーマーケットの開催や不用品の交換を推進する。
- ・ごみ減量化・資源化施策の効果や問題点を把握するため、ごみの組成調査の定期的な実施や住民へのアンケート調査を実施し、住民ニーズに合ったごみ減量化・資源化施策を適時見直す。

○生ごみの減量化の推進

- ・生ごみ処理機や処理容器の購入補助を継続する。

- ・30・10 運動やフードドライブ、水切り・食べ切り・使い切り運動等を展開して、フードロスを減らし、生ごみの減量を図る。

○不法投棄の防止

- ・ポイ捨てや不法投棄を減らすための啓発を行う。
- ・監視、パトロール、啓発看板設置等を充実し、不法投棄をさせない環境づくりに取り組む。
- ・海洋マイクロプラスチックによる環境汚染を防ぐため、2次マイクロプラスチック（街に捨てられたビニール袋などの海への流出）の防止を啓発する。

○新たな施策

- ・高齢化によるごみ出しが困難な世帯のごみの分別や出し方について関係機関と連携したサポート体制を充実していく。
- ・ごみ収集ステーション（集積所）の現状分析を行い、適正なごみの出し方を住民に広報するとともに、住民ニーズに合った収集体制を検討する。

第2節 事業系ごみの排出抑制に係る施策

【市 民】

○事業所への取り組み

- ・環境に配慮した企業のサービスや製品を選択することで、事業者の排出抑制に対する取り組みを促進する。
- ・従業員として事業所の排出抑制の取り組みに協力する。

○集合住宅入居者による取り組み

- ・事業系ごみとしてごみの収集が行われている集合住宅※¹の入居者も、排出抑制、分別の徹底を行う。

※1 集合住宅：管理者等が直接収集運搬業者と契約をしてごみを収集しているアパート・マンションを示す。

【事業者等】

○事業者による取り組み

- ・事業系の古紙類は、機密書類であっても資源化することとし、燃やせるごみとして出さない。
- ・主体的なごみの減量化、資源化(自己責任による適正処理、廃棄物管理者の配置、減量化・資源化計画の作成、従業員の意識高揚及び包装の簡素化など)を進める。
- ・伊那市が行うごみ減量化や資源化の施策に積極的に協力する。
- ・排出量が少ない小規模事業所については、事業所間や工業団地内等におけるオフィス町内会などのリサイクルシステムの構築を図り、分別収集に取り組む。
- ・仕入れの調整などにより、売れ残りや期限切れによる廃棄処分の削減を図る。
- ・商品の仕入れ時に過大包装されているものを仕入れないように努める。
- ・レジ袋の有料義務化（無料配布禁止）に合わせ、マイバック持参の推奨に努める。
- ・量り売りや詰め替え商品等の推奨販売に努める。
- ・飲食店等生ごみを発生させる事業者は、自家処理、委託処理等により生ごみの堆肥化、資源化に努める。（食品リサイクル法）
- ・ISO14001 やエコアクション 21 などの認証取得を進める。
- ・容器や包装が消費者にとって容易に分別できる商品の製造、販売に努める。

○集合住宅に関する取り組み

- ・管理人や管理会社は入居者に対しごみの出し方、分別方法等を周知徹底する。
- ・見えやすい場所に分別ルール、方法を掲示する。
- ・資源物の分別を徹底し、入居者には資源物の拠点回収等への排出を促す。

【行政（市・広域連合）】

○事業所への取り組み

- ・上伊那広域連合と連携し、ごみ焼却処理施設で展開調査を定期的を実施し、事業系ごみの組成の実態把握を行うとともに、産業廃棄物の混入防止のため、ごみ排出事業者の意識づけをする。
- ・事業者向けのパンフレットを作成し、事業系ごみの正しい出し方について示すとともに、減量化・資源化に努めるよう周知していく。
- ・飲食店舗などの生ごみの資源化を促進させる。

○集合住宅への取り組み

- ・集合住宅の管理人、オーナー、管理会社等へ居住者に対するごみの適正排出を周知徹底するよう指導する。

○排出者としての取り組み

- ・公共施設での排出抑制、分別排出を率先して進める。
- ・グリーン購入法による物品調達に努めて環境への負荷を軽減することで、間接的に廃棄物の削減を進める。
- ・廃棄物を適正に排出するよう組織内で徹底する。

○事業所への新たな取り組み

- ・事業者の業種や業態に応じたきめ細かな情報提供や個別指導を行う。
- ・オフィス町内会などのリサイクルシステムの説明会を開催する。
- ・多量排出事業者に対する排出抑制及び再生利用の状況調査・指導等を検討する。
- ・積極的にリサイクルに取り組んでいる事業所の視察等を行い、事業系ごみの削減に向け、市の施策へフィードバックする。
- ・ごみ排出事業者を対象としたごみ処理施設の見学会を実施して、ごみ処理の現状を理解していただき、事業系ごみの削減、資源化への意識づけをする。

第3節 家庭系ごみの再生利用に係る施策

【市 民】

○適切な分別排出

- ・伊那市が資源として分別収集している品目については、決められたルールに基づき、手間を惜しまず分別排出に努める。
- ・雑紙（その他の紙）は資源として分別排出に努める。
- ・生ごみは、農地還元（堆肥化）や生ごみ処理機等により自家処理や減量化に努める。
- ・着られる服などは、おさがり等必要としている人に譲る。
- ・新しい使い方を考える。
- ・リターナブルびん等の繰り返し使える商品を選ぶ。
- ・リサイクルショップ等の利用を検討する。

- ・市民団体が主催する分別や資源化について学ぶ場へ積極的に参加する。
- ・伊那市が提供する分別や資源化への取り組みの実践に努める。
- ・自治会組織や児童会等が行う資源物の集団回収に協力をする。
- ・各地区の衛生役員などによる分別指導を実施する。
- ・小型家電の分別回収に協力する。
- ・環境ラベルのついた商品や再生品を選んで購入する。

【事業者等】

○適切な分別排出の促進

- ・容器や包装が消費者にとって容易に分別できる商品の製造、販売に努める。
- ・適正なリサイクルや処理・処分を行うための製品情報を公開する。
- ・資源物（食品トレイ、牛乳パック、古紙類）の店頭回収の拡大に努める。

【行政（市・広域連合）】

○適切な分別排出の促進

- ・わかりやすいごみの分別方法ガイドブック、チラシ等を作成し、更に啓発活動を進める。
- ・広報媒体の活用や地区単位の説明会などにより、分別方法や排出方法が住民に徹底されていないと思われる品目について周知徹底を図る。
- ・自治会等未加入者や外国人等に対し分別方法の周知を行う。
- ・燃やせるごみとして出されることが多い紙については、住民へ分別方法の周知徹底を図る。
- ・ごみ焼却処理施設やリサイクル施設の見学受入や授業で使用する副教材を作成するなどして、小中学校での環境教育を充実させ、資源化に対する意識高揚を図る。
- ・衛生自治会等の組織や市民団体等の積極的な支援を行う。
- ・容器包装プラスチック（資源プラスチック）については、更なる分別排出の啓発に取り組み、分別精度の向上を図る。

○生ごみの資源化

- ・廃食用油のBDF(天ぷら油などから作られる、ディーゼルエンジン用の燃料 BioDiesel Fuel) 化を更に推進する。
- ・生ごみ処理機や処理容器の購入補助を継続する。

○資源物回収の推進

- ・雑紙（その他の紙）の資源化への意識を高めるため広報紙等による周知を図る。
- ・自治会組織や児童会等が行う資源物の集団回収への積極的な支援を行う。
- ・資源物の店頭回収（ペットボトル、かん類、古紙類等）取り組み事業者及び回収量の把握をして、資源物の総量の把握をする。
- ・資源プラスチックの正しい分別排出に取り組み、分別精度の向上を図る。

○新たな施策

- ・先進自治体の取り組みを研究する。
- ・単独では排出量が少ない資源化可能物などについて、周辺の市町村間の共同処理について検討する。
- ・親子で参加できるごみ処理施設見学ツアー等の実施を検討する。
- ・ごみの資源化に関する学習会を開催する。
- ・小型家電の分別収集を更に推進する。

『30・10運動の推進』

食品ロス削減を目的として、特に食べ残しが多い「宴会料理」の食べ残しを出さないための呼びかけ「残さず食べよう！30・10運動」を実施しています。

- ・「予約する時、参加者の年齢層や男女比を伝えて料理が適量になるようにしましょう。」
- ・「宴会開始後の30分間は席を立たずに料理を楽しみましょう。」
- ・「大皿に少しずつ残った料理は、食べられる人に勧めましょう。」

第8章 ごみ処理基本計画の進行管理

本計画を効果的に実行するにあたっては、計画の策定(Plan)、施策の実施(Do)、評価(Check)、見直し・改定(Act)による進行管理が必要です。

達成状況を点検、評価する仕組みが必要となることから、PDCAサイクルを導入します。

本計画の実施による結果を十分に検証し、必要に応じて見直しを行うことにより、改善策や更なる施策の実施へつなげるものとします。

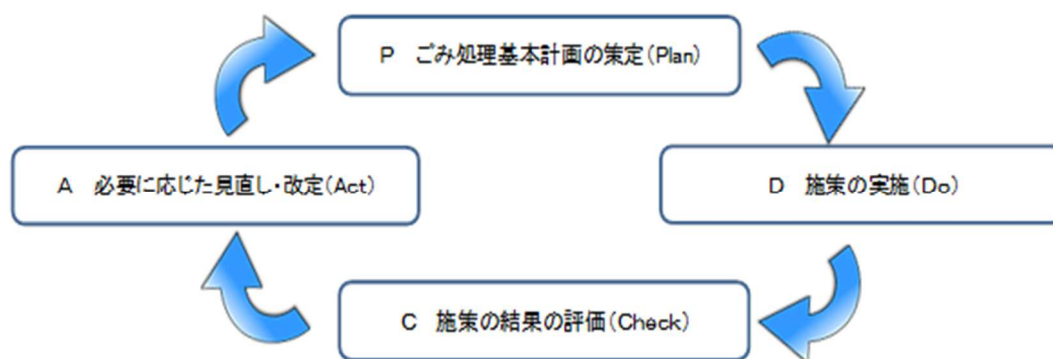
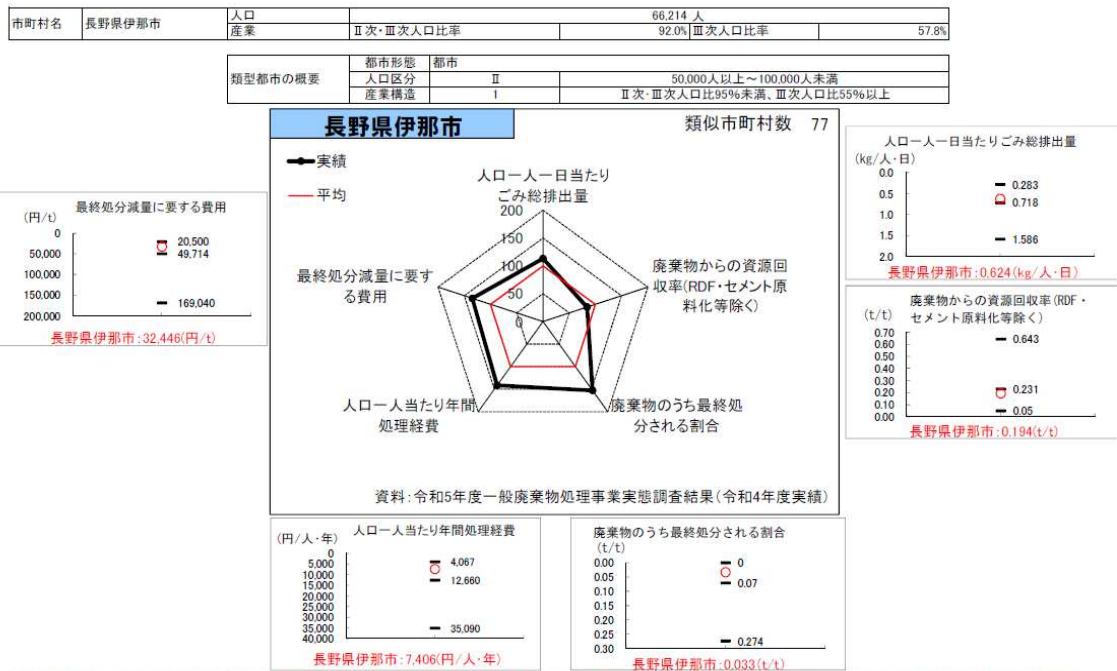


図8-1 一般廃棄物処理計画におけるPDCAサイクル

資 料 編

標準的な指標1（指標値によるレーダーチャート）



標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率 (RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処 分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処理 経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費 用 (円/t)
平均	0.718	0.231	0.07	12,660	49,714
最大	1.586	0.643	0.274	35,090	169,040
最小	0.283	0.05	0	4,067	20,500
標準偏差	0.229	0.095	0.049	6,569	27,389
当該市町村実績	0.624	0.194	0.033	7,406	32,446
指数値	113.1	84.0	152.9	141.5	134.7

都道府県	コード	市町村名	街の区分	人口	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処 分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処理 経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費 用 (円/t)
長野県	20201	長野県長野市	中核市00	369,421	0.889	0.272	0.016	7,731	23,638
長野県	20202	長野県松本市	中核市00	236,566	0.992	0.176	0.029	10,961	23,478
長野県	20203	長野県上田市	都市Ⅳ2	152,986	0.767	0.191	0.042	11,035	36,575
長野県	20204	長野県岡谷市	都市Ⅰ2	47,810	0.707	0.181	0.032	7,317	26,525
長野県	20205	長野県飯田市	都市Ⅱ1	97,480	0.751	0.169	0.056	7,497	25,562
長野県	20206	長野県諏訪市	都市Ⅰ2	48,499	0.848	0.218	0.03	11,965	38,520
長野県	20207	長野県須坂市	都市Ⅰ1	49,864	0.75	0.264	0.017	7,838	28,515
長野県	20208	長野県小諸市	都市Ⅰ1	41,694	0.795	0.206	0.076	13,532	48,590
長野県	20209	長野県伊那市	都市Ⅱ1	66,214	0.624	0.194	0.033	7,406	32,446
長野県	20210	長野県駒ヶ根市	都市Ⅰ0	32,025	0.671	0.241	0.034	8,627	35,434
長野県	20211	長野県中野市	都市Ⅰ0	43,097	0.77	0.095	0.048	8,737	30,149
長野県	20212	長野県大町市	都市Ⅰ1	26,149	0.903	0.17	0.107	18,719	60,388
長野県	20213	長野県飯山市	都市Ⅰ1	19,804	0.81	0.138	0.101	17,088	61,326
長野県	20214	長野県茅野市	都市Ⅱ1	54,767	0.89	0.114	0.055	9,454	26,938
長野県	20215	長野県塩尻市	都市Ⅱ1	66,203	0.773	0.187	0.07	9,668	36,277
長野県	20217	長野県佐久市	都市Ⅱ1	98,381	0.67	0.24	0.029	7,108	26,412
長野県	20218	長野県千曲市	都市Ⅱ1	58,209	0.765	0.211	0.029	6,629	23,696
長野県	20219	長野県東御市	都市Ⅰ1	29,561	0.551	0.284	0.077	16,353	81,212
長野県	20220	長野県安曇野市	都市Ⅱ1	96,634	0.821	0.084	0.11	8,759	29,002
長野県	20382	長野県辰野町	町村Ⅳ1	18,675	0.545	0.155	0.034	8,641	43,623
長野県	20383	長野県箕輪町	町村Ⅴ1	24,624	0.535	0.134	0.001	9,442	47,035
長野県	20384	長野県飯島町	町村Ⅱ1	9,103	0.532	0.256	0.033	4,067	20,500
長野県	20385	長野県南箕輪村	町村Ⅳ2	16,009	0.527	0.164	0.034	6,389	33,174
長野県	20386	長野県中川村	町村Ⅰ0	4,718	0.44	0.299	0.029	7,425	45,946
長野県	20388	長野県宮田村	町村Ⅱ1	8,863	0.711	0.276	0.031	6,894	26,432

※レーダーチャートは、数値が大きいほど良好な状態を示す。

環境省「市町村一般廃棄物処理システム 評価支援ツール（令和4年度実績版）」より

【令和6年9月実施 自治会未加入者アンケート調査結果】

自治会未加入者と思われる世帯の内、任意に抽出した500世帯を対象にアンケート調査を実施しました。結果、回答があったのは25%の125世帯で、内49世帯（39%）が自治会未加入者でした。

自治会未加入者49世帯の回答は以下のとおりです。

1. 自治会に加入していない理由

	選択項目	回答数	回答率
①	地域との付き合いが煩わしい	12	22%
②	役員をしたくない	6	11%
③	ごみ収集所の管理や、環境整備などの出役をしたくない	3	5%
④	区費や加入金などを払わなければならない	7	13%
⑤	メリットがない	3	5%
⑥	その他	24	44%
	・身体的に制限が有り、自治会に加入していても何もできない。 ・転入後、常会（自治会）に加入していたが、近隣トラブルから常会を抜けた。 ・便宜上2世帯になっているが、実際は一家族なので自治会には一軒だけ加入している。 ・自治会に加入はしていないがごみ出しの規律は守って出している。ごみが散らかっている時など自主的に掃除をした。加入、無加入に関係なくやらねばならないと思うことは行動に移している。 ・仮の住まい。定住するつもりはない。 ・同居の親が加入し、いずれ世代交替するため。 ・地域の付き合い等も大切だと認識しているが、留守にすることが多く、予定、外出、スケジュールの点で不自由となるため。 ・協力金等を払って自治会・町内会のごみステーションに出している ・仕事等が忙しく、地域のことに参加出来ない。 ・退職後に加入しようと思っていたが今は迷っている。 ・出不足金が発生する為。 ・他の地域で参加しているので、重複できない。 ・必要性を感じない。農業主体の世の中ではなくなっているので共同体を形成する必要がないと思う。		

2. ごみ出しをどのように行っているか

	選択項目	回答数	回答率
①	協力金を払っている	22	46%
②	クリーンセンターへ持込み	4	8%
③	職場で処分	2	4%
④	親戚や知人に依頼	13	27%
⑤	その他	7	15%
	・両親世帯と一緒に出している。 ・同居の親と一緒にごみ出ししている。 ・プラごみはグリーン又はエコの木に出している。 ・元の大家さんと共に一件という形で出させてもらっている。 ・ゴミは持ち帰りして、拠点としているところでゴミ出しをしている。 ・自分で産廃業者に持ち込んでいる。 ・鍵のないゴミステーションに出している。 ・地域のゴミステーションに捨てている。(協力金等は払っていないが区長・組長の許可を受けた上で) ・自治会のゴミステーションに出している。		

3. 協力金を払ってゴミステーションに出すとしたら、協力金はいくらが妥当だと思うか

	選択項目	回答数	回答率
①	3,000 円	16	35%
②	5,000 円	5	11%
③	10,000 円	3	7%
④	認めてくれるなら金額は問題にしない	6	13%
⑤	払うのがおかしい	16	35%

4. 自治会に関する考えについて

・地区によって区費の金額が多く、子育て家庭などはとても負担に感じる。 ・役員や会合なども負担で、若い世代は大変です。 ・役の内容も分からないので分かり易いオープンな自治会になればいいと思う。 ・災害・コロナなどで経済苦のため現状としては、お金のかかること、時間を費やすことは現状として避けたい。 ・何かあれば協力する意思は有るが、時間等縛られることへの抵抗はある。伝統の維持は大切だと考える。その時々を手伝うといった参加形だと嬉しい。 ・自治会も時代の変化とともに新しい物も取り入れながら老若両方で過ごしやすいもの、やりやすいものに出来たらいいなと思います。
--

- ・無理に自治会に入っても環境整備等参加しないと出不足金などあり大変。
- ・個々の事情もあるので加入するのが難しいケースもあると思います。区費や神社費など負担が大きい。
- ・自治会に入るのは自由ということである、家々の理由もあるので強制はよくない。役員も昔からの流れでは嫌われます。
- ・自治会の役が多すぎる。会社を休んでまでするのはおかしい。加入者が減少してもおかしくない。高齢者や若者は無理であるため、役を減らすことを考えるべきである。
- ・何故 入会金がいるのか分からない。
- ・自治会の活動内容が分からない。
- ・他地域と比べて年会費が高すぎる。(会費に見合う活動があるのかが不明)
- ・自分は加入していないが、大変助かっています。
- ・入区費が高い、区毎に金額がまばらなのも良くない。
- ・何のメリットも存在しない。
- ・ゴミ捨てのようなインフラに関わる部分と地域交流を一緒にせず、分けてもらえれば、参加し易くなると思う。自治会の交流会は苦手としていても、ゴミステーションの管理やゴミ拾いのようなものには参加しますという人は多いと思うので、昔からの慣習も大事ですが、時代に合わせる事が重要だと思います。
- ・多くのプラス面もあるが、地域特有の閉されたつながりに縛られ、新しい意見を取り入れようとしにくい体制が受け入れられない。
- ・自治会制度については理解、賛同する側面はあるが、一方で在り方については再考する時に来ているかと思う。社会が希薄化している今だからこそ自治会に求められる役割が非常にあると思いますが、昔ながらの考え方でのみ物事が進んで行きがちな運営方法があるとするとなたに加入者が増えて行くとは考えにくい面がある。地域の方と話す中でも子育て世帯を中心に潜在的な加入希望者は多いと感じています。そのあたりの声を拾えるような働きかけが一層行政に求められるかと思う。
- ・税金を払っており、自治体に対して補助金が出ているため、自治会費を支払うのは理解しづらいところがあります。
- ・手取りも少なく、実質賃金下がっているため、支出を減らせるのであれば、減らしていかないと生活が立ち行かなくなります。
- ・必要ではあるが、時代に合わせた運営方法を模索する時期になっている。
- ・区費、町内費などの使い方、役員の負担軽減はこれからの課題。
- ・いろいろな家庭事情があるので各自治体がどうしたら加入してくれるかを話合う事が大切(古い体制を変える事も必要！)。
- ・徴収されるお金も何に使われているのかも不明で不信感しかありません。
- ・週末等予定が多くあるので地区の参加、出不足金等金銭的に厳しい。
- ・地域行事やその他の会にも積極的に参加していきたいと思います。
- ・住んでいる地区は、ご高齢の方が多く閉鎖的な地域で、若い方が馴染みにくいの現状

です。今後の自治会の運営等も視野に入れ、新しく転入してきた方々が馴染みやすい地区になっていければ、若い方々も自治会への加入に積極的な姿勢を見せてくれると思います。

- ・自治会の加入が原則とありますが、そのためにはそれぞれの地区で、新しく転入してきた方々が馴染みやすい雰囲気を作ることが一番重要ではないでしょうか。
- ・何故市民税を支払って、更にまた支払わなければならないのか、甚だ疑問である。自治会に入るメリットが無い。
- ・自分たちの生活に必要な費用は負担して当然だと思うが、昔からの自治会で、歳の差もあり生活の時間感覚も合わず、参加しない飲み会や、費用の使い道があやふやな部分もあり、入らないほうが良いと考えている。管理単位の大きい市が自治会を頼るのは、少人数の意見を聞く上ではしょうがない面もあるのかもしれないと思うが、今は世帯間で深く関わらないこともあり、みんなでやろうという感覚が時代にあっていない気もする。
- ・行事が多い、役員が頻繁に回ってくる地域もあるので、それを聞くと面倒だなと思うし時代に合わなくなってきているのではないかと思う。行事なども全てが必要なのか疑問に思う。例えば市が管理して地域・地区ごとに担当者を置くとか、外部に委託して管理していく方に移行した方が良いのでは。（その分住民税を多く払っても良い）
- ・自治会や地域の和に入れていただけるのはありがたいが、組の独自ルールや地域性格によって肩身が狭くなってしまうのは怖いと思う。だからといってお金などの強制徴収はどうかと思う。お金を支払うならどのような用途で使用するかしっかり把握したい。
- ・何を目的にしているのか？必要なら時代にあったコミュニティーにしていくことは出来ないのか。
- ・なぜ、自治組織が必要なのか、論理的に説明してもらいたいです。納得できる説明があれば、入会を拒む理由はありません。「昔からやっているから・・・」とか「そういうものだから・・・」とか「みんなで助け合って・・・」などというのは、合理性に欠けます。このような自治組織が存在していること自体が時代錯誤だと思うし、無くても運営できるように改革すべきと思います。
- ・昔からこのような組織の中で育った方には当たり前のことですが、それが当たり前ではない人生を送ってきた人からすると、全く理解できないものです。
- ・これだけ世の中がデジタル化して効率よく運営できるようになったのですから、少なくとも対応可能な世帯にはアクセスすれば情報を得られ、自治区に加入しなくても問題の発生しない市政を期待します。
- ・奉仕活動が嫌な訳ではなく、誰にも頼まれなくても、清掃活動を人一倍やっています。市の住民税を払っているので、市が管理すべき。
- ・各個のライフスタイルや勤務形態が多様化するなかで、旧来通りの個人負担を設けるのがおかしい。
- ・負担金を設けるのなら、自治体単位ではなく、市が地区差なく（地区により負担金、要求される業務の差異がありすぎる）一律に徴収して管理運営すべき。そのための徴収は、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">必要どおり全市民に負担させるべきである。様々な家庭環境、状況がある為、必ずしも加入するのが得策ではない。 |
|---|

5. ごみ出しについて

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">ごみ袋が高すぎる。せめて所得に応じて何か対策を考えてほしい。ごみは必ず出してしまうので切実な問題です。ごみ袋を追加してほしい場合の臨時の券も高い。都会と比べこの辺りはどうしてこんなに高額なのか要介護者がいて、おむつを毎回ごみ出し日に出しています。おむつ補助券も頂いていますが同じにごみ袋も購入している状態です。年末にかけてごみ袋を窓口で頂いていますが、おむつ使用家庭にはごみ袋を配布して頂けるとたすかります。加入、無加入に関係なく、きちんと出す人は出すし、そうでない方はいる。汚れたと思った時は出すときに掃除もしている。その点は理解してほしい。決して他人事だからという出し方はしていない。透明の袋ならなんでも OK にしてほしいです。市に税金を払っているのに協力金はおかしい。税金を払っている以上ごみは出してもいいと思う。マナーの問題。協力金を払ったとしてもごみの出し方はもっと大変になると思う。お金を払っているから出し方はどうでもいいと考える人はいると思う。ゴミ袋に費用がかかりすぎている。ゴミチケットの印刷代、郵送費、チケット発行に掛かる人件費をゴミ袋購入の補助や、ゴミステーション管理費にしてくれればもっとゴミ袋が安くなると思う。税金で無駄なことをしているので悲しく思っている。必要以上にはゴミ袋を買わないので、チケットで管理する必要はない。もっと地域の住民を信用すべきだと思う。チケットを廃止してほしい。ゴミは生活していれば必ず出てしまうので、ゴミ出しにかかる費用が少なければ暮らしやすい地域になると思う。また、現在、草木もゴミ袋に入れて出しているが、草木専用の袋を安く売り出してほしい。もしくは、草捨て場を設けてほしい。草をゴミにするにもお金がかかって困っている。自分でクリーンセンターに持ち込むので特に意見はない。自治会に入れない場合、自治会に入らない場合、ゴミの各回収は市の方で行うようにしてほしいです。もしくは、自治会に属していない人達にも簡単にゴミを捨てるシステム構築が必須だと思います。自治会に属さない場合のゴミの処理方法に選択肢が少なく、とても不便です。事情が有る人々も居るので良い方法を作って頂きたいです。自治会に入っていないからと言ってゴミステーションにゴミ捨てしてはいけないと言うルールは辞めるべき。ただし、自治会に入っていない人は年額もしくは月額で費用の負担は必要だと思います。自治会ごとにステーションの設置、管理でなく、そこを含めた行政サービスを求めたい。協力金を払う、払わないに関わらず地域のゴミステーションに出して良いと思います。 |
|---|

資源ゴミはもう少し細かく分類して不燃物を減らしていった方が良いです。

- 物価高騰等に対して、税金は下がらないで、自治体の加入といった「強制でないもの」から切り詰めていくしかないと思います。
- 自治体への加入の重要性よりも、加入することによるメリットが可視化されてないイメージが勝っている気がします。
- 職場でのゴミ処理も可能になったのでゴミ出しという観点で自治会への加入は辞めたい気持ちもあります。
- 自治会に加入していなくても、普通にゴミを出せたり生活できるから入らないです。
- ごみを出すだけの協力金が高すぎます。これでは住民が減少していくばかりだと思います。時代に合わせて変化が必要だと思います。
- 現在、年間 5,000 円払っているが正直厳しい。
- 自治会に入るメリットはゴミ出しのみ。
- 出しておけば持って行ってくれるのが一番簡単だと思うが、動物が散らかすので、やっぱり決められたところに出すべきだと思う。散らかしたのを誰かが片付けなきゃとか問題はあと思うが、市や自治会にお金を払うなら自分で処理場に持って行くと思う。
- ゴミステーションの維持管理にかかる費用は、未加入者にも均等に請求すべきかと思う。自治会に加入していた頃、ゴミステーション設置費を払っていた時期がありますが、正直自治会を抜けてもゴミ捨てルールを順守してれば問題ないと思っていました。ゴミ分別してない、ルール無用で出している家もあるのは問題があると思います。協力金払ってなくてルール守っていませんという家と同類と思われるのが嫌です。
- 協力金ではなく、市税を支払っているので、市が予算を組んでやるべきだと思います。ゴミ袋も高価なものを購入もして市民はやっているわけです。別途徴収するのは賛成できません。
- 協力金を払うのは当然だと思うが、金額が高すぎるように感じる。

【令和6年9月実施 各自治会の自治会未加入者への対応に関するアンケート調査結果】

各地区に、自治会未加入者のごみの出し方などについてアンケート調査を実施しました。結果、回答があったのは83%の74地区でした。

回答結果は以下のとおりです。

1. 自治会に未加入の方の「ごみ出し」の取扱いについて

	選択項目	回答数	回答率
①	区民と同等にごみステーション等の使用を許可している	32	30%
②	ごみステーション等の使用を断っている	10	9%
	一部で使用を断っている	4	4%
③	協力金を徴収して、ごみステーション等の使用を許可している	25	23%
	協力金の徴収金額		
	100 円～5,000 円未満	11	
	5,000 円～10,000 円未満	9	
	10,000 円～20,000 円未満	7	
	20,000 円～30,000 円未満	3	
	30,000 円以上	2	
④	その他	37	34%
	・特別な対応はしていない。 ・規定通りに出していれば黙認もあり。税金を使用しているので対策をしたいと思う。 ・区として未入区者の利用を断っているが、徹底できないため、未入区者もゴミステーションを利用しているのが実情。 ・許可はしていないが規制も課金もしていない。 ・他地区からの持ち込みが見られる。 ・夜の飲食店での分別不足の袋が散見。ルールが無視。 ・未加入の方は勝手に出していく。管理できない。 ・未加入者はいないが、他地域の人が無記名にて置いて行くケースがあると思われる。 ・自治会費未払い（本人了解のもと）の世帯は、ごみステーションの使用はできない旨通知している。 ・ごみ出しルールを守っていれば収集してくれるので実害はない。 ・ごみステーション等の使用を断っている。 ・協力金を徴収して使用を許可している。 ・区費を徴収していない家庭については協力費として区費の半額を徴収しています。 ・自治会未加入者のごみ出しルールは明確には決まっていません。 ・区民と同様に利用可。燃えるゴミステーションは各班が資金を出して設置のため、該当班と相談の上利用可能。不可の場合はクリーンセンターへ各自で持ち込み。		

2. 自治会に未加入の方の「資源物の回収」の取扱いについて

	選択項目	回答数	回答率
①	区民と同等にごみステーション等の使用を許可している	38	39%
②	ごみステーション等の使用を断っている	9	9%
	一部で使用を断っている	2	2%
③	協力金を徴収して、ごみステーション等の使用を許可している	17	18%
	協力金の徴収金額		
	100 円～5,000 円未満	11	
	5,000 円～10,000 円未満	5	
	10,000 円～20,000 円未満	4	
	20,000 円～30,000 円未満	2	
	30,000 円以上	2	
④	その他	31	32%
	・資源物の日は係が出ているので特に問題はない。 ・許可はしていないが規制も課金もしていない。 ・特に制限はしていないし見守りもしていない。 ・区として未入区者の資源物回収ステーションの利用は断っているが、未入区者に徹底できないので、未入区者も利用しているのが実情である。 ・ゴミステーションに鍵をかけても、ゴミステーションの前に置いていくので、鍵かけは意味がない。 ・持ち込み者が区民かどうかの判断ができないので、全て受け入れている。 ・当区以外は、原則受け入れていません。 ・自治会費未払い（本人了解のもと）の世帯は、ごみステーションの使用はできない旨通知してある。 ・協力金等を徴収して許可している。 ・資源物については、民間でいつでも出せる回収ボックスがあるため、区や町内会よりそちらに排出する人ばかりになっている。 ・協力金を依頼しているが支払わなくても差別はしていない。 ・自治会未加入者の「資源物の回収」ルールは明確に決まっていません。 ・この項目も市としての姿勢、考えを知りたい。 ・資源物の日は係が出ますので特に問題はない。		

3. 「ごみステーション等」はどのような管理をしているか

	選択項目	回答数	回答率
①	役員が当番制で管理している	68	64%
②	全世帯が当番制で管理している	15	14%

③	ボランティアが管理している	1	1%
④	その他	22	21%
	・担当組長と役員が管理。 ・当番制のところと何もしないところがある。 ・その年の衛生部長が1年間管理しています。 ・衛生部で管理している。 ・各組役員が1年間を通して該当箇所のゴミステーションを管理している。公民館の資源ゴミ回収場は、各組役員2名ずつ当番制で管理している。 ・衛生役員が管理するが立ち合いは行っていない。 ・区長、区長代理、常会長が役員となっている。 ・各隣組長さんの当番制で行っています。 ・各受益者（代表として各組長）が交代しながら管理している。 ・資源物、プラごみ、燃えないゴミステーションは区役員が管理。燃えるゴミステーションは各班管理。 ・各組が話し合って管理している。 ・世帯数が少なく、出す人が限られる。民間のコンテナステーションが近いので、買い物に出たついでに出す人が増えたと思う。		

4. ゴミステーションには何時から出してよいことにしているか

	選択項目	回答数	回答率
①	当日の午前8時前まで	78	72%
②	前日の午後8時以降	1	1%
③	前日の午後6時以降	15	14%
④	その他	15	14%
	・当日の午前6時～8次前（回収前）まで ・2～3日前 ・当日のゴミ収集が終わった後、何時でも良い。 ・ルールとしては定めていない。 ・前日の午前8時頃以降 ・前日から可能。 ・基本は当日の朝6時としているが、前日の夜出す方もいる。 ・特に決めていないが、前日の夕方から出している。 ・収集日当日時間、午前6時30分～7時00分まで（年間） ・当日7時30分まで。 ・前日の夕方～当日の朝と呼びかけてはいるが、基本ゴミステーションはいつでも出せられる状態にある。		

5. ゴミステーションはカギをかけているか

	選択項目	回答数	回答率
①	カギをかけている	16	14%
②	カギをかけていない	99	86%

6. 週1回行っている燃やせないごみの収集回数について

	選択項目	回答数	回答率
①	現状のままで良い	85	79%
②	月2回に減らしても良い	10	9%
③	月1回に減らしても良い	11	10%
④	その他	1	2%
	・減らすと不法投棄が増えるので現状のままで良い ・月3回		

7. ごみ出しでお困りのことについて

- ・一部のステーションで地区外持ち込みのごみが多い。
- ・可燃ごみはカラス被害防止のため網掛け実施。
- ・意図的に分別せず氏名未記載のごみを出す人がいる。
- ・隣接地区の在日外国人が出している。
- ・収集日以外に放置。(資源ごみ)
- ・未入区者の不法投棄、無記名のゴミ出しが毎週のように発生して、ゴミ当番が処理対応するのが大変になっている。
- ・ゴミ当番の区民の負担、ストレス、不満が高まっている。
- ・数は多くないが、まだ無記名でゴミを出す人がいる。
- ・他の地区からのゴミと思われる無記名のゴミが捨てられる事が時々ある。
- ・分別不良で残る。
- ・古紙類は誰が出したか分からないので最終的には役員が処分しているケースが見受けられる。古紙類も出した人がわかるようにすれば良いと思うがプライベート問題もあり良い解決策がないのが現状です。
- ・ゴミ袋を縛っていない為、溢れて落下している。繰り返し注意しても守られない。
- ・ゴミの分別ルールをもっと簡素化して欲しい。伊那市は特に厳しい。
- ・ゴミ袋に名前を記入するのはいかがなものか？
- ・未入区者もゴミステーションへは自由に出して良いこととしているが、未入区者は区費も納入しないし、衛生部の役員にもならず、区民からは不満も多い。
- ・衛生部以外の役員も、未入区者は引き受けてくれない。
- ・入区をお願いをしても応じてもらえない世帯が多い。市として対応してもらいたい。

- ・回収されないゴミ（分別のが悪い）の多くが個人名や電話番号等、未記入のものが多く役員は苦慮している。
- ・だれが出したか識別できる袋は該当者に連絡して引き取ってもらうが、分からない袋は役員が分別して出し直している。
- ・週明けの月曜日は燃えるごみの量が多く、ステーション内に入らない場合があります。
- ・住宅が増え続けているので、ごみステーションの新設が必要であるが、その用地の確保と建設費の工面が課題である。ある面積以上の宅地開発に際しては事業者へその計画用地の一部にごみステーションの用地を確保するなどの行政からの指導または規則が必要ではないか。
- ・ルール無視。ガラス、缶、ビン、陶器等が入る。
- ・外国人の方への周知方法。
- ・地区外の方が置いて行ったと思われるゴミがある。
- ・最近の製品には分別に悩む物がある。使わない芳香剤などの液体はどのように処理したらよいのでしょうか。（その他の薬品（液体・クリーム）なども）
- ・ゴミステーションから離れた家のお年寄りが大変だと伺っている。
- ・分別不備者への教育手段、方法、手順等の有効打。
- ・市営住宅の方が決まって混載ゴミを出され、処理・声掛け・届けで、人の手がかかる。
- ・アパート、特に市営・県営住宅の分別不良が減らずかつ、無記名が多いため役員の負担が大きくなります。区として、これから全世帯に「簡易分別マニュアル」を渡す予定ですが、市でもポイントが分かるビラを、作成して啓蒙してほしい「多言語版」も。
- ・分別不十分について何度注意しても応じてもらえない。他地区からのゴミが置かれていることがある。
- ・名前を書くように指導しているが書かない方がいる。
- ・袋から突き抜けている物があり、回収されず危険で入れ直している。
- ・ゴミ出しルールを守れない区未加入の方々、他区の方のごみが後を断たない。
- ・根本的な対策が必要です。役員の不満が溢れてきています。感情的になってきています。
- ・収集日以外に放置していく人がいる。（資源ごみ）
- ・分別方法が変わったりするので、周知されるまでが大変です。

8. 資源物の回収は何時から出すことにしているか

	選択項目	回答数	回答率
①	当日の午前8時前まで	58	59%
②	前日の午後8時以降	2	2%
③	前日の午後6時以降	10	10%
④	その他	29	29%
	・ 前日朝から当日午前8時30分		
	・ 当日午前8時30分		

	・ 当日の午前 7 時から午後 5 時まで ・ 当日の午前 6 時～8 時前（回収前）まで ・ 2～3 日前 ・ 前日の午後 4 時以降 ・ 収集日直前の土日以降当日朝まで ・ ルールとしては定めていない。 ・ 前日の午前 8 時以降 ・ 前日以降に出してもらえれば、きちんと出すことでいつでも出せることにしている。 ・ 前日の午前中以降 ・ 前日から可能 ・ 前日の午後 5 時以降 ・ 午前 6 時～7 時 30 分（冬 6 時 30 分～7 時 30 分） ・ 特に決めていないが前日の夕方くらいから出している。 ・ 前日から、時間は不明確。 ・ 午前 6 時～午前 8 時となっている。 ・ 収集当番時間、午前 6 時 30 分～7 時 00 分まで。（年間） ・ 前日の午後 6 時以降～当日の午前 8 時前まで（前日と当日の 2 日間、衛生委員が当番で対応しています。） ・ 回収日の 3～5 日前 ・ 当日 8:00～8:30 ・ 当日の午前 7 : 30 まで ・ 前々日の午後 6 時以降 ・ 該当日の午前 7 : 00～午後 17 : 00 ・ 収集週の日曜日の 13 : 00 以降
--	--

9. 資源物の回収でお困りのことについて

	・ 回収の時間が長く、当日朝しか立ち会えないことから地区外からの持ち込みが多い。 ・ 係がいなくなってから出す人がいる。 ・ 前日夜または当日早朝に置いていく人がいる。 ・ 役員巡回前に事業系の瓶・缶類を出されたことがあった。 ・ 当該収集日以外に放置される。 ・ 分別不良、不法投棄が発生し、衛生自治会の役員が対応している。 ・ 役員の負担が増えることは、役員を嫌がる人が増える要因になってしまう。 ・ 紙類、ダンボール、新聞紙の回収が少なくなっています 2 ヶ月に一回の回収でも良いのではないか。 ・ 8 時過ぎに持ち込む方もあるため、回覧文書でお願いを続けている。
--	---

- ・一升瓶がたまってしまう。
- ・分別できない方がいたり、蓋がついていたり、洗わないでそのまま出す方がいる。
- ・瓶、缶の分別不足。汚れ。
- ・不法投棄等による担当役員の分別作業が都度発生しその負担がかかる。
- ・回収回数が少な過ぎる。特に回収の無い月があるのは困る。
- ・資源物回収用のかごの置き場がない。
- ・瓶の色が微妙な場合、その他の色で持って行ってくればよいがそのまま放置している。
- ・業者が瓶の色を確認までしているなら放置せずその他で回収するよう市から業者に指導すべき。
- ・残された事で衛生役員が無駄な労力を使う、「間違っていました ○本」とメモが残されればそれで区民にアナウンスはできるため回収すべき。
- ・市から業者への指導が甘いのではないか。
- ・本の回収において革やビニールが付いているものは回収されないもので、その後の始末がいつも大変。
- ・缶のふたと本体の材質が異なるため残されてしまう。1 個あるだけで 1 カゴが残されるため、役員が疲弊している。
- ・スチール缶とアルミ缶の分別不十分と言って回収されないことが多い。見分けのつけにくいものもあるので、集めた後に磁石で分別処理することは出来ないのか。
- ・回収者により判別に違いがある。
- ・ゴミステーションから離れた家のお年寄りが大変だと伺っている。
- ・中身が入ったまま、もしくは腐った状態で出される方がいる。
- ・油回収、ビンの回収のルールが守られない
- ・ビンの分別が難しすぎる。特に透明とその他の色、及び生きびんの対象区別。
- ・回収車の回収した後に出す。
- ・役員で回収し処理している。汚れているものが多く入っているので困っている。
- ・回収を月二回にしてほしい。
- ・回収日でないものが出してある。
- ・業者の回収時間がバラバラで決まっていないので片付けが大変になる。
- ・役員巡回前に事業系のビン、缶類を出されたことがあった。
- ・係の者がいなくなってから出す人が居る。
- ・地区外からの持ち込みが多い。前日夜または当日早朝に置いて行く人がいる。
- ・高齢者世帯が増加している中で分別が難しくなっている。

10. 自治会に関する考えについて

- ・いろいろな面において皆が自治会に加入した方がよい。
- ・転入者を教えて欲しい。アパート入居者に困っている。アパートの所有者を教えて欲しい。

- ・自治会加入が望ましいが未加入者もいるのでゴミ出しルールを守ってもらい協力金を支払ってもらおうこととした。
- ・市や区から過激な対応を控えるように言われているので何も対策を講じてはいない。市の方針を明確にして欲しい。
- ・原則自治会へは全員加入してもらいたい。常会役員の負担軽減が必要。
- ・未入区者のゴミステーション利用や、無記名、不法投棄で苦しんでいるのは、区費を負担している区民であり、自治会活動や伊那市の河川清掃、安協、防災、防犯、消防活動など、負担しているのは区民である。入区者の未入区者に対する不公平感が増している。また、退区も自由であり、最近は区内に居住しながら、退区する住民が年に数件発生しており、これもまた入区者から見ると不公平感、ストレスの増加につながっている。このような状況が続くと区、自治会活動の存続が難しくなる事態も懸念される。区、自治会の崩壊は伊那市の崩壊につながることであり、伊那市でも入区を必須にすることについて、真剣に取り組んでいただきたい。
- ・現在、自治会（区）に未加入の方はおらず、新しく転入した方も区に入っている。
- ・今後も転入時には丁寧にお話をして、区に入ってもらえるよう働きかけていきたい。
- ・自治会への加入を伊那市の責任で行って頂きたい。
- ・極力加入していただきたい。近年新規加入された皆様は全員加入いただいている。
- ・高齢で一人暮らしの方については申し出に基づき、やむを得ず自治会からの脱会を認め、区費・地区費をいただいている。代わりに地区協力金を頂いている。また、アパートにお住まいの方々については、自治会に加入いただいておりますが、管理会社から協力金（区及び地区常会とも）をいただいている、ゴミステーション等の利用を認めている。
- ・自治会への加入を大原則として頂きたい。このままの自由加入ではコミュニティーが維持できなくなる可能性がある。
- ・自治会への加入をお願いレベルで無く、強制にすべきだと思う。それが出来ないのであれば、ゴミに限らず、市が自治会に委託している案件は、全て市の責任で行うべき。
- ・全てを否定する訳では無いが、地域の教科書が入区の推進に役立っているとは思えない。
- ・このままでは高齢化して、区の存続が困難になっていく。
- ・自治会に加入していても、高齢で自治会活動が制限される家庭が増えてきています。
- ・自治会に入るメリットが少ない為、加入しない人が多いのは事実。
- ・高い入区費を払い、そして役員がまわって来るのであれば、次世代の人は入らないのは当然である。
- ・役員になるのが嫌だから入区しない世帯が多いのが実情です。
- ・防犯灯の電気代も区で負担し、水路が溢れる等、防災対応も区や組で行っています。
- ・自治組織である区や組に未加入者には、「ゴミステーションを使わせなくて良い」等、根拠をもって区として言うことができるような条例などを作ってもらいたい。
- ・入区の際に書面の取り交わしを行い、区費の代わりに協力金額を記入のうえ、ゴミステ

ーションの使用許可を出す。

- ・基本的には、普段居住し、暫くの間は転居の予定がない世帯には入区する様にお願いしている。
- ・少子高齢化が進んで益々負担がかかってきている現状なので、この負担を減らしていく必要があるのではないかと思います。
- ・引き続き、転入時など対象の方がおられる場合には、自治会加入の案内を頂けると助かります。
- ・アパートや貸家の住人が加入しないのは仕方がないと思う。ゴミ等は大家の責任と考える。今後、世帯減少が進めば、加入を検討する必要があるのではないか。
- ・若い人が住みやすい環境を整えて行くことが大事だと思います。
- ・アパートの住民が増え、自治会に加入する人が減っており困っている。
- ・地区の運営に必要ですので、一軒でも多く加入をお願いした方が良い。
- ・アパート住民への加入を増やすことが重要。不動産屋に協力をしていただくようお願いしてほしい。
- ・自治会に加入することが当然で、区会は未加入者がいないよう区民目線で時代に沿うよう運営することを心がけています。
- ・高齢化による人口減少で何年か先には区を構成する町として存続できないところも出てくると感じています。自治会（区）へ入らないという方に対して、入らない理由をアンケート調査していただき、各区にフィードバックしていただければ有難い。
- ・生活ごみの回収は、市民税の範囲で行う事業ではないのか。区費で集積所を作ったりしているが、これはおかしいと感じています。自治会に入るのは、交流やお祭りのためであり、行政のやるべきことを手伝えるためではないと考えています。
- ・組などの世帯数分の戸数を少なくして小さなコミュニティにし、日常での無理のない関わり合いが増えたら顔も知っている隣人同士として助け合えるのではないのでしょうか。
- ・自治会のルール厳守の徹底。
- ・加入金が必要なので加入者に対して申し訳ない。
- ・最近の入区に難色を示す者もいる。過疎地である地区は、住民が生活する上で自治組織の維持は必要不可欠である。
- ・市に確認すると本人の自由ですとの回答をしているとのことであるが、加入のお願いをしっかりとしてほしい
- ・自治会（区）に加入したことによるメリットを前面に打ち出していないと、高額入区費、高額区費納入、区役員負担、行政行事参加等デメリット部分の方が勝っています。区に加入しなくても、市民として生活が出来ることで入区しない。転入を見越した「スリムな自治会」構造を考えていかななくてはならないと思う。区民になることで得られる「特典」が必要である。
- ・接道の草刈り・除雪作業もせず、通学路であっても何もしてくれない状態です。
- ・周りの目も気にせず、生活されている方を多く散見しております。

- ・回覧も回るわけでもなく、連絡先もわからず、個人情報法が先行され守られています。この辺りは、入区未入区に関わらず、市の方でご指導を希望します。
- ・2025年問題のとおり高齢者が増え、自治会からの脱退が今後急増するのではないかとと思う。町内会では、役員を受ける人がいないし、年金世代は、区費や町内会費の支払が難しい人ばかりになっている。
- ・転入者のごみは何処に出すのか、の話になったとき、市が区に連絡するのはどうか。
- ・意識の多様化は止めようがなく、区の行事には参加しない方でも、衛生と防災、交通安全は全員が受益者です。この2つは区に加入しなくても強制的に協力金を徴収し、協力を願うべきで、例えば市税として徴収して区に分配してもらうのはどうでしょうか。
- ・自治会への加入は強制できないが、これから先、転入者が更に増えた場合、住民の中で不公平感が出ることを危惧している。
- ・当然、自治会に加入してもらうべきと考える。区でも入区への働きかけを行っているが、移住して来た時点で何か入区する方向けでの対策はないか。
- ・自治会加入者の立場では、防犯、消防、道路維持管理、環境美化等、生活する上で負担金や活動への協力等を行っていて、未加入者もこれらの受益者になっていることは事実です。生活扶助のケースでなければ、自治会加入をお願いしたい。
- ・入会しない住民に対しては区への協力金支払いを義務付けてほしい。
- ・自治会加入者が減少すると自治会が成り立たない。行政での加入に対して規則を作ってほしい。今後次世代の大きな問題となっていく。
- ・市営住宅入居者については、管理課の方が区長からの「入区願いと宣誓書」みたいな書類を渡してくれて印をおした確認書を提出して頂いているので案外すんなり入区金も区費も払ってくれています。民間アパートにもこの手法が使えるのでは。
- ・新しい宅地があると先人の意見を聞き、区に入らなくても生活していけるのだと認識してしまう。
- ・新しく家を建てる場所については事前に区に加盟してくれるように依頼している。
- ・権利のみ主張し個人だけ良ければという者が多くなれば地域はどうなっていくのか心配。
- ・自治会に入らなければ負担金を頂くというのはどうでしょう。
- ・自治体への加入率の低下は核家族化の進行だけが原因でしょうか？市として対策など計画はしているのでしょうか。
- ・区費や衛生自治会費により、区エリアの防犯灯やその電気代、道路、水路改修分担、消防分担、小学校分担、ゴミステーション改修等々運用している。(地域の教科書には小さく書かれているが…) 区に加入しないと大きな支障が生ずる大胆な方策が必要。
- ・区加入者に公民館の建て替え改修のための負担をしてもらっている。公民館が災害時避難場所になった時には未加入者と大きな分断が生じることは目に見えている。
- ・自治会活動は非加入の方には見えにくいものですが、ごみ、資源物収集、環境整備、街頭などの安全面、子供会など知らぬ間に恩恵を被っています。強制的に全戸加入となる

ことを望みます。

- ・市の方で条例を作り、転入時には年間で区に払う金額を決めて納めてもらってはどうか。
- ・近年退区される方がいるのが現状です。区費負担の問題、役員を受けることへの問題等があり苦慮するところです。今後退区を出さない対応や理解協力を強化したい考えです。
- ・目に見えるようなメリットがあるように工夫していかないと加入率のアップは難しい。

1 1. ごみについてのご意見

- ・ゴミステーションの細かい整備が必要。ゴミステーション新設時補助金額の増額を希望。上限 20 万円程度の引き上げを希望。
- ・分別について調べられる web サイトの品目の種類をもっと増やして欲しい。
- ・市の未回収品の常会対応をなくして欲しい。
- ・未入区者が何の負担もなく、区内に設置したゴミステーションを利用することは納得できない。
- ・ゴミステーションは半額以上の費用を区が負担して設置したものであり、ゴミステーションの清掃、維持管理も利用している区民が当番で実施している。
- ・未入区者の利用が、無記名や不法投棄の増加につながっている。
- ・ゴミステーションの理由は入区者、区民のみに限定して欲しい。ゴミステーションを利用する場合は入区を条件にするように伊那市でも条例にするなど、ルールを決めてほしい。
- ・協力金をルール化すると、入区者も退区して、協力金負担に切り替える可能性もあり、区民の減少、区民の負担増につながるので、協力金の導入は反対である。
- ・未入区者のゴミステーション利用禁止、無記名や不法投棄の防止について、伊那市でも真剣に取り組んでいただきたい。
- ・ゴミステーション等へのゴミ出しは、概ねルールを守って出していただけているが、道路脇などに捨てられているペットボトルや飲料缶などが気になることがある。
- ・一人一人のモラルのさらなる向上が必要と思います。
- ・ゴミ出しについては、区民の意識が向上し問題が少なくなっている。
- ・365 日 24 時間に様々なゴミの受け入れを市で行って欲しい。
- ・段ボール、新聞紙、ペットボトル等の受け入れを民間が行っているが市でも行うようにして欲しい。
- ・都会レベルに分別を簡略化して欲しい。
- ・ゴミ出しの協力金は、各自治会に任せるのではなく、伊那市が統一金額を明示してほしい。
- ・現状ゴミ出し時の監視、確認は行っておらず、ルールを守ってゴミ出しをしていれば区未加入者がゴミ出しを行ってもわかりません。
- ・焼却施設、埋め立てゴミ施設の建設は上伊那全体の問題で、周り番の様に各市町村が建設する事が必要だと思う。施設建設に各市町村をあてがうことで公平性が感じられる。
- ・回収後に出す人がいるので、回収業者が扉を閉めてほしい。

- ・地区での指導や要請には限界がある。行政や不動産業者でごみの取扱いの指導、罰則の強化をしてもらいたい。
- ・資源物のびんを毎月出せられると良い。
- ・生活ごみが区内の道路や自販機の裏側に捨てられている現状があります。他区の自治会未加入者あるいはマナーの悪い方が増えているような気がしています。
- ・ごみの出し方にしても、ポイ捨てにしても、本人のモラルの問題。モラルのない人が大人になっていくので、いつまで経っても良くならない。小学校の授業でクリーンセンターや八乙女の現場で担当の方から話をしてもらおうとか「良い大人」をつくるために、市の取り組みを期待します。
- ・細かく分類をすると高齢者は判断ができない人が多く、結果置いていかれる袋があり、役員の手間が増えている。
- ・新しい製品などが出てくると分別に悩むことがあります。伊那は分かりやすく負担が少なく考えられていると思います。今後も常に良い方法で。
- ・自治会のルール厳守の徹底。
- ・不法投棄が無くなりません。罰則規定のみでなく、不法投棄物の展示、公開等での反省を促す方法も一考では。
- ・自治会へ加入しなくて、協力金も支払わない人達のごみステーションを、市が何箇所か作ってもらいたい。
- ・市営・県営・アパート住人への指導強化。
- ・区に加入しなくても衛生・防災・交通安全については、市で全員から徴収して、区へ配分してほしい。
- ・非加入の方に、ゴミ出し日時を守らない、分別不足が目立ちます。非加入の方にも加入者と同等かそれ以上の区費、町内費の負担をお願いしたいです。同等では現加入者の脱会の恐れがあります。
- ・分別について調べられる web サイトの品目の種類をもっと増やしてほしい。
- ・市の未回収品の常会対応をなくしてほしい